

平成 2 7 年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について

目次

| | |
|--|--|
| 第1 平成27年度における委員会の運営の重点事項 1 | 第7 緊急の事態への対処 15 |
| (1) 事業運営方針 | 1 緊急事態への対処 |
| (2) 重点事項 | 2 緊急事態への対処体制の整備 |
| 第2 委員会の運営全般 2 | 3 緊急時対応訓練の実施 |
| (1) 委員会会合の開催 | 第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用 16 |
| (2) 企画等専門調査会の開催 | 第9 国際協調の推進 17 |
| (3) 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催 | (1) 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣 |
| (4) 委員会と専門調査会の連携の確保 | (2) 海外の研究者等の招へい |
| (5) リスク管理機関との連携の確保 | (3) 海外の食品安全機関等との連携強化 |
| (6) 事務局体制の整備 | (4) 海外への情報発信 |
| 第3 食品健康影響評価の実施 5 | (参考資料) |
| 1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施 | 参考1 平成28年度予算概算要求及び機構・定員要求の概要について . 20 |
| 2 評価ガイドライン等の策定 | 参考2 食品健康影響評価の審議状況 24 |
| 3 「自ら評価」を行う案件の定期的な点検・検討及び実施 | 参考3 食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の状況 . . 25 |
| 第4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視 . . 8 | 参考4 平成27年度における食品安全委員会のリスクコミュニケーションの実施状況 32 |
| 1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査 | 参考5 平成27年度食品安全委員会緊急時対応訓練の骨子 46 |
| 2 食品安全モニターからの報告 | 平成27年度食品安全委員会運営計画別紙 47 |
| 第5 食品の安全性の確保に関する調査・研究事業の推進 8 | |
| 1 食品健康影響評価技術研究の推進 | |
| 2 食品の安全性の確保に関する調査の推進 | |
| 第6 リスクコミュニケーションの促進 10 | |
| 1 様々な手段を通じた情報の発信 | |
| 2 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発 | |
| 3 関係機関・団体との連携体制の構築 | |

平成27年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について

| 記 載 事 項 | 11/10までに実施した事項 | 今後の予定 |
|--|--|---|
| <p>第1 平成27年度における委員会の運営の重点事項</p> <p>(1) 事業運営方針 食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、引き続き、食品安全基本法（平成15年法律第48号）に定める基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」（平成24年6月29日閣議決定）に基づき、国民の健康の保護を最優先に、委員会の所掌事務を円滑かつ着実に実施するとともに、委員会の業務改善を進めていく。</p> | <p>○ 概ね左記「事業運営方針」に則り、食品安全委員会（以下「委員会」という。）の運営を行った。</p> | <p>○ 引き続き「事業運営方針」に則り委員会の運営を行う。</p> |
| <p>(2) 重点事項</p> <p>① 食品健康影響評価の着実な実施 効率的な情報収集、計画的な調査審議、新たな評価方法の活用、事務局体制の強化により、食品健康影響評価を着実に実施する。</p> | <p>○ 電子ジャーナル及び文献検索ソフトの有効活用、海外の研究者の招へい、リスク管理機関との連携等により、効率的な情報収集を行った。</p> <p>○ 委員会決定等に基づき、計画的な調査審議を行った（第3の1（1）～（3）参照）。</p> <p>○ より迅速かつ信頼性の高いリスク評価のため新しい評価方法（動物実験に加えて、培養細胞、コンピューター等を用いた手法の導入・活用等）や新たな技術（再生医療技術等）を応用した食品の評価方法の企画・立案機能を強化するため、4月に訓令室として評価技術企画室を設置した。10月からは、増員を行い、室の機能を拡充した。</p> <p>○ 審議内容における専門性・複雑性がますます高まる中、より適切かつ迅速な評価を実施するためには、ワーキンググループにおける審議結果を最大限重視することが必要であることを踏まえ、今後、ワーキンググループについては、原則として食品安全委員会の直下に設置し、専門調査会と同等の位置づけとすることとした。</p> | <p>○ 引き続き、効率的な情報収集を行う。</p> <p>○ 引き続き、計画的な調査審議を行う。</p> <p>○ 引き続き、新しい評価方法の企画・立案を行う。</p> <p>○ 必要に応じてワーキンググループの設置を検討する。</p> |
| <p>② リスクコミュニケーションの戦略的な実施 食品健康影響評価等の科学的知見に基づく食品の安全性に関する国民の一層の理解の促進のため、リスクコミュニケーションのあり方について報告書の取りまとめを行うとともに、科学的知見の体系的な提供、対象者・状況に応じた情報提供、マスメディア・消費者団体等との連携強化など、戦略的にリスクコミュニケーションを実</p> | <p>○ 地方公共団体と連携し、学校教育関係者等を対象とした意見交換会の開催や、マスメディア・消費者団体との情報交換会の実施、さらに連続講座の開催など、戦略的なリスクコミュニケーションを実施した（第6参照）。</p> <p>○ 「食品の安全性に関するリスクコミュニケーションのあり方について」（企画等専門調査会と取りまとめ）を公表した（平成27年5月28日）。</p> | <p>○ 引き続き、戦略的なリスクコミュニケーションを実施。</p> |

| | | |
|--|--|---|
| <p>施する。</p> <p>③ 研究・調査事業を活用した新たな評価方法の企画・立案</p> <p>食のグローバル化や新たな危害要因の出現に対応するため、国内外の最新の知見を収集するとともに、研究・調査事業を活用し、新たな評価方法の検討を行う。研究・調査事業については、透明性を確保するため、事業実施の各段階において外部有識者によるレビューを行うとともに、成果を積極的にリスク評価に活用する。</p> | <p>○ 平成28年度に委員会が優先的に実施すべき調査・研究課題を具体的に示した「食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の優先実施課題（平成28年度）」（以下「優先課題」という。）を取りまとめ（第5の1（1）及び2（1）参照）、公募を行った。</p> <p>○ 研究・調査企画会議の下に、事前・中間評価部会、事後評価部会、プログラム評価部会の3つの部会を置き、研究・調査の各段階において、外部有識者による評価を実施する体制を整備した。特に、昨年度のロードマップの改訂を踏まえ、プログラム評価部会において、研究事業・調査事業の総体としての目標の達成度合いや副次的成果等についての評価を実施することとした。</p> | <p>○ 事前・中間評価部会を開催し、平成28年度に実施する調査・研究課題を選定する。</p> <p>○ 11月に、第1回プログラム評価部会を開催し、プログラム評価の方針を検討する予定。</p> |
| <p>④ 海外への情報発信及び関係機関との連携強化</p> <p>委員会の活動が海外でも認められ、かつ、委員会の機能強化に資するよう、海外への情報発信を積極的に実施するとともに、海外の関係機関との意見交換・情報交換を積極的に行い、海外の関係機関との連携を更に強化する。また、新たな協力文書の締結について検討を行う。</p> | <p>○ 海外への情報発信については、評価書等の英訳及びホームページへの掲載、英文電子ジャーナルの発行など、様々な手段を用いて、引き続き積極的に取り組んでいる。（第9の4参照）</p> <p>○ 各関係機関と以下のように連携を実施。（第9の3参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EFSA（EU）：情報交換・定期会合の開催などを通じて連携を継続するとともに、さらなる連携強化のため、2009年に締結した協力文書を改定し、新たな協力覚書として締結。 ・FSANZ（豪州・NZ）：締結済みの協力文書に基づき、情報交換等を通じて連携を継続。 ・ASAE（ポルトガル）：新たに協力覚書を締結。 ・ANSES（フランス）：新たに協力覚書を締結。 ・BfR（ドイツ）：連携に関する協議を開始。 | <p>○ 平成28年1月に、EFSAを訪問し、第四回定期会合を実施予定。また、その際に、BfRを訪問し、連携に関する意見交換を行う予定。</p> |
| <p>④ 緊急時対応の強化</p> <p>関係府省と連携しつつ、不断に緊急時対応の強化を図る。</p> | <p>○ 平成27年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画（平成27年2月10日食品安全委員会決定。以下「訓練計画」という。）に基づき緊急時対応訓練の実務研修を実施すること等により、緊急時対応体制の強化を図った。（第7の3参照）</p> | <p>○ 12月25日に消費者庁、文部科学省、厚生労働省及び農林水産省と合同で緊急時対応訓練の確認訓練を実施する予定。</p> |
| <p>第2 委員会の運営全般</p> <p>(1) 委員会会合の開催</p> <p>原則として、毎週1回、委員会の委員長が委員会に諮って定める日に、公開で委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。</p> | <p>○ 火曜日14時を定例とし、平成27年度食品安全委員会運営計画（以下「運営計画」という。）に基づき、原則毎週1回、計27回開催した。</p> <p>○ 臨時会合の開催実績はなかった。</p> | <p>○ 引き続き、運営計画に基づき開催。</p> |

(2) 企画等専門調査会の開催

平成27年度の企画等専門調査会については、別紙1のスケジュールで開催する。

- 第14回会合（5月14日）
 - ・「食品の安全に関するリスクコミュニケーションのあり方に関する報告書（案）」について堀口専門委員（リスクコミュニケーションのあり方に関するWG座長）から説明があり、議論の結果、一部修正の上、報告書を取りまとめることが了承された。
- 第15回会合（6月3日）
 - ・「平成26年度食品安全委員会運営状況報告書（案）」について事務局の説明を受け、審議の結果、一部修正の上、委員会会合で報告することとなった。
 - ・「平成27年度「自ら評価」案件の決定までのフロー（案）」等に基づき事務局から説明があり、審議の結果、自ら評価の案件選定の進め方について了承され、事務局で手続を進めることとなった。
 - ・「平成27年度食品安全委員会緊急時対応訓練の骨子」に基づき平成27年度の緊急時対応訓練の内容等について事務局の説明を受けた。

- 平成27年1月～2月に第17回会合を開催し、次の事項について審議予定である。
 - ・平成28年度食品安全委員会運営計画（案）について
 - ・平成27年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価案件の選定について
 - ・平成27年度食品安全委員会緊急時対応訓練結果及び平成28年度緊急時対応訓練計画（案）について

(3) 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

必要に応じ、以下に掲げる方策を活用しつつ、専門調査会を開催する。既存の専門調査会での審議が困難な課題や複数の専門調査会に審議内容がまたがる課題について、効率的な調査審議を実施するため、

- 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催状況については以下のとおりである。（単位：回）

| 専門調査会等名 | 開催実績 |
|---------------------------|------|
| 添加物専門調査会 | 8 |
| 農薬専門調査会 | 30 |
| 動物用医薬品専門調査会 | 10 |
| 器具・容器包装専門調査会 | 4 |
| 汚染物質等専門調査会 | — |
| 微生物・ウイルス専門調査会 | 5 |
| プリオン専門調査会 | 6 |
| かび毒・自然毒等専門調査会 | 2 |
| 遺伝子組換え食品等専門調査会 | 6 |
| 新開発食品専門調査会 | 3 |
| 肥料・飼料等専門調査会 | 9 |
| 栄養成分関連添加物WG（10月1日以降） | — |
| 加熱時に生じるアクリルアミドWG（10月1日以降） | — |
| 薬剤耐性菌に関するWG（10月1日以降） | 1 |
| いわゆる「健康食品」に関する検討WG | 3 |
| 計 | 87 |

(注1) 開催回数には部会・幹事会の開催回数も含まれる。

(注2) 10月1日に化学物質・汚染物質専門調査会を汚染物質等専門調査会に改組。

- 引き続き、運営計画に基づき専門調査会を開催する。

| | | |
|---|---|---|
| <p>① 委員会又は専門調査会の下に部会ワーキンググループ又は部会を設置</p> <p>② 専門調査会に他の専門調査会の専門委員を招いて調査審議</p> <p>③ 関係する専門調査会を合同で開催</p> | <p>○ 「栄養成分関連添加物WG」、「加熱時に生じるアクリルアミドWG」、「薬剤耐性菌に関するWG」が設置された。</p> <p>○ いわゆる「健康食品」については、自ら評価の案件候補の選定の調査審議において、健康食品全般の安全性について食品安全委員会としての見解を取りまとめるとされたことを踏まえ、いわゆる『健康食品』に関する検討WGを設置し、6月、7月、10月の3回調査審議を行った。</p> <p>○ 添加物専門調査会において、7～9月に、次亜臭素酸水、亜塩素酸ナトリウムの物性、摂取量推計等に関する知見を有する新開発食品専門調査会の専門委員が1名参加して「次亜臭素酸水」、「亜塩素酸ナトリウム」の調査審議を行った。</p> <p>○ 微生物・ウイルス専門調査会において、8月に、クドア・セプテンpunkタータに関する知見を有するかび毒・自然毒等専門調査会の専門委員が1名参加して「クドア属粘液胞子虫」の調査審議を行った。</p> <p>○ 薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価について、肥料・飼料等専門調査会及び微生物・ウイルス専門調査会に属する専門委員から構成する合同会合において、4月、6月、8月の計3回、調査審議を行った。</p> | <p>○ 必要に応じてワーキンググループの設置を検討する。</p> <p>○ 引き続き、審議を行う。</p> <p>○ 引き続き、必要に応じて、専門調査会に他の専門調査会の専門委員を招いて調査審議を行う。</p> <p>○ 10月以降は、食品安全委員会の直下に設置された「薬剤耐性に関するWG」にて調査審議を行う。</p> |
| <p>(4) 委員会と専門調査会の連携の確保 案件に応じ、委員会と専門調査会の間で連絡・調整等を行うための会議を開催する。</p> | <p>○ 専門調査会における円滑な調査審議を図るため、原則としてすべての専門調査会に委員会委員が出席し、情報提供を行うとともに、必要に応じて助言を行った。</p> <p>○ QSARデータベースの整備や毒性学的懸念の閾値(TTC)を用いたリスク評価手法、定量的確率論的評価手法等といった、各専門調査会に共通して関連する分野について、検討を行った。</p> | <p>○ 引き続き、専門調査会における円滑な調査審議を図るため、委員会委員が専門調査会へ出席し、必要に応じて助言を行うこととする。</p> <p>○ 引き続き、検討を実施する。</p> |
| <p>(5) リスク管理機関との連携の確保 食品の安全性の確保に関する施策の整合的な実施等の観点から、関係府省連絡会議等を通じ、リスク管理機関との連携を確保する。</p> | <p>○ 関係府省連絡会議が、消費者庁を主催者として10月27日に開催され、関係府省(食品安全委員会事務局、消費者庁、厚生労働省、農林水産省及び環境省)における平成28年度予算・定員要求や、海外のリスク評価機関との連携の取組状況の報告等が行われた。</p> <p>○ 関係府省連絡会議幹事会が、原則として毎週1回開催され、関係府省との連携を図った。</p> <p>○ 関係府省のリスクコミュニケーション担当課室長級をメンバーとしたリスコミ担当者連絡会議が、原則として隔週で開催され、15回会議が行われた。</p> | <p>○ 引き続き、関係府省連絡会議幹事会が、原則毎週1回開催される予定。</p> <p>○ 引き続き、リスコミ担当者連絡会議が隔週で開催される予定。</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | ○ 食品リスク情報関係府省担当者会議を、平成27年4月から11月まで、毎月1回開催した。 | ○ 引き続き、食品リスク情報関係府省担当者会議を月1回開催する予定。 |
| <p>(6) 事務局体制の整備</p> <p>評価体制等の充実を図るため、新たな評価方法の企画・立案機能を担う評価技術企画室を設置するなど、必要な予算及び機構・定員を確保する。</p> | ○ より迅速かつ的確なリスク評価を行うため、新たな評価方法の企画・立案機能の強化に必要な予算及び機構・定員を要求した。(参考1) | ○ 機構・定員、予算要求の査定結果を踏まえ、所要の措置を講ずる。 |
| <p>第3 食品健康影響評価の実施</p> <p>1 リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施</p> <p>(1) リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件について</p> <p>評価要請の内容に鑑み、食品健康影響評価に必要な追加情報を求めた場合その他特段の事由がある場合を除き、早期に食品健康影響評価が終了するよう、計画的・効率的な調査審議を行う。</p> | ○ 早期に食品健康影響評価を終了できるよう、計画的な調査審議を行った。(参考2) | ○ 引き続き、計画的な調査審議を行う。 |
| <p>(2) 企業からの申請に基づきリスク管理機関から要請を受けて行う食品健康影響評価について</p> <p>「企業申請品目に係る食品健康影響評価の標準処理期間について(平成21年7月16日委員会決定)」に基づき、標準処理期間(追加資料の提出に要する期間を除き1年間)内に評価結果を通知できるよう、計画的な調査審議を行う。</p> | ○ 該当品目については、処理期間を管理しつつ、計画的な調査審議を行った。 | ○ 引き続き、標準処理期間内に評価が終了できるよう、計画的に調査審議を行う。 |
| <p>(3) いわゆるポジティブリスト対象品目の食品健康影響評価について</p> <p>「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」(平成18年6月29日委員会決定)に基づき、計画的な調査審議を行う。</p> | ○ いわゆるポジティブリスト対象品目について、計画的な調査審議を行った。 | ○ 引き続き、計画的な調査審議を行う。 |
| <p>2 評価ガイドライン等の策定</p> <p>食品健康影響評価の内容について、案件ごとの整合性を確保し、調査審議の透明性の確保及び円滑化に資するため、必要に応じ、評価ガイドライン(評価指針、評価の考え方等)の策定を進める。平成27年度においては、引き</p> | ○ ベンチマークドーズ法の適用方法について検討を行うため、調査事業において海外の情報を収集するとともに事務局においてアクリルアミドの評価への適用事例等における課題を整理中。 | ○ ベンチマークドーズ法の適用方法等について、引き続き知見の収集・整理を行い、評価ガイドラインの策定に向けて調査・審議の準備を行う。 |

| | | |
|---|---|--|
| <p>続き、ベンチマークドース法の適用方法について検討を行う。</p> | | |
| <p>3 「自ら評価」を行う案件の定期的な点検・検討及び実施 (1) 「自ら評価」案件の選定 平成27年度における「自ら評価」案件の選定については、「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項」(平成16年5月27日委員会決定)及び「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」(平成16年6月17日委員会決定)を踏まえ、別紙2に掲げるスケジュールで実施する。</p> | <p>○ 別紙2に掲げるスケジュールを踏まえ、7月7日から8月5日まで自ら評価案件の外部募集(パブリックコメント)を実施し、提案があった案件候補等について、情報の収集や整理を行った。</p> | <p>○ 企画等専門調査会において案件選定を進める。</p> |
| <p>(2) 「自ら評価」の実施 平成26年度までに選定された「自ら評価」案件であって、これまでに評価の終了していないものについては、それぞれ以下のとおり実施する。</p> <p>① 「食品(器具・容器包装を含む)中の鉛の食品健康影響評価」(平成19年度決定) 現在行っている知見の収集作業が終了し次第、化学物質・汚染物質専門調査会鉛ワーキンググループで調査審議を行う。</p> <p>② 「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」(平成19年度決定) 回答が得られていない2カ国からの回答が来次第、プリアン専門調査会において検討する。</p> <p>③ 「アルミニウムに関する食品健康影響評価」(平成21年度決定) 現在審議をしているアルミニウムを含む食品添加物の評価がまとまり次第、他の暴露要因等の知見を収集した上で、調査審議を行う。</p> <p>④ 「加熱時に生じるアクリルアミドに関する食品健康影響評価」(平成22年度決定)</p> | <p>○ 収集した知見・情報を基に現在、事務局において血中の鉛濃度から摂取量へ換算する作業を行っており、換算に必要な知見・情報の収集作業を行っているところ。</p> <p>○ 評価対象国15カ国へ質問書による照会を行い、回答を得た13カ国について、平成24年5月までに評価を終了し、その評価結果を厚生労働省及び農林水産省に通知した。</p> <p>○ アルミニウムを含む食品添加物の評価を行っているところ。</p> | <p>○ 新たに食品安全委員会の直下にワーキンググループを設置し、現在行っている作業が終了次第、調査審議を行う予定。</p> <p>○ 回答を得ていない2カ国(中国及び韓国)については、回答があり次第、プリアン専門調査会において調査審議を実施する予定。</p> <p>○ 現在審議をしているアルミニウムを含む食品添加物の評価がまとまり次第、他の暴露要因等の知見を収集した上で、審議を開始する予定。</p> |

| | | |
|---|---|--|
| <p>引き続き、化学物質・汚染物質専門調査会化学物質部会で調査審議を行う。</p> <p>⑤ 「クドア（クドア属粘液胞子虫）に関する食品健康影響評価」（平成24年度決定） 引き続き、微生物・ウイルス専門調査会で調査審議を行う。</p> <p>⑥ 「フモニシンに関する食品健康影響評価」（平成26年度決定） 科学的知見の収集・整理を進める。</p> | <p>○ 10月1日に、食品安全委員会の直下に「加熱時に生じるアクリルアミドWG」を設置した。</p> <p>○ 食品中のアクリルアミドの含有量等を調査中。</p> <p>○ 微生物・ウイルス専門調査会を、7月16日及び8月27日の2回開催し、調査審議を行い、11月10日に、「ヒラメのKudoa septempunctata」について評価を終了し、その評価結果を厚生労働省及び農林水産省に通知した。</p> <p>○ 食品安全確保総合調査を活用し、文献等の収集・翻訳・分析・整理及び汚染実態データが乏しい食品等について補完的な汚染実態調査を実施しているところ。 また、かび毒・自然毒等専門調査会を、5月29日及び10月22日の2回開催し、調査審議を行った。</p> <p>○ なお、平成26年度の「自ら評価」案件とはされなかったもののうち3件の検討状況については以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品添加物や食物アレルギー：「積極的に科学的知見の収集に努める」 平成27年度食品健康影響評価技術研究課題として「食品に対する乳児期のアレルギー性反応獲得メカニズムと発症リスク評価」を採択するなど、科学的知見の収集を進めているところ。 ・ノロウイルス、カンピロバクター：「リスク管理機関と積極的に意見交換を行い、今後の方策について検討を行う」 カンピロバクターについては、本年9月に、委員及び担当官がデンマーク及びオランダの政府機関及び食鳥処理場等を訪問し、各国のカンピロバクター対策について調査を行ってきたところ。 ノロウイルスについては、現在事務局において国内外の科学的知見の収集を行っているところ。 ・いわゆる健康食品：「健康食品全般の安全性について食品安全委員会としての見解をとりまとめる」 いわゆる『健康食品』に関する検討WGを設置し、6月、7月、10月の3回調査審議を行った。（再掲） | <p>○ 食品中のアクリルアミドの含有量等を調査した上で、加熱時に生じるアクリルアミドWGで調査審議を行う予定。</p> <p>○ 調査結果及び収集した科学的知見について、リスク管理機関と共有の上、意見交換を行うとともに、今後の方策について検討予定。</p> <p>○ 11月に第4回WGを開催し、今年度中に報告書を取りまとめるとともに、国民へのメッセージを出す予定。</p> |
| <p>(3) 「自ら評価」の結果の情報発信等 平成27年度内に「自ら評価」案件の評価が終了した場合は、その評価結果に関して、意見交換会の開催や季刊誌への掲載等により丁寧に情報発信する。 また、平成26年度の委員会における自ら評価案件選定に係る審議において今後の方針が決定された案件につ</p> | <p>○ 「クドア（クドア属粘液胞子虫）に関する食品健康影響評価」（平成24年度決定） 11月10日に、「ヒラメのKudoa septempunctata」について評価を終了したことから、評価書をホームページに掲載した。</p> | <p>○ 「自ら評価」案件について評価が終了した場合には、速やかにホームページ等で情報提供を行う予定。</p> |

| | | |
|---|---|--|
| <p>いて、本方針に基づき取組を進める。それ以外についても、案件の選定過程で得られた情報を中心にホームページで情報提供を行う。</p> <p>さらに、リスク管理機関に対し「自ら評価」の評価結果への対応状況について実施状況調査等を通じきめ細かく把握するとともに、適切なリスク管理措置が行われるよう、必要な対応を行う。</p> | | <p>○ 定期的に調査を行うことにより監視を継続。</p> |
| <p>第4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視</p> <p>1 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関に対し、平成27年10月を目途に調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ、勧告、意見の申出を行う。 特に、食品健康影響評価の結果の通知後、リスク管理機関において施策の実施までに長期間を要している案件について、きめ細かくフォローを行うこととし、必要に応じて委員会への報告を求めるなど適切な対応を行う。 また、勧告・意見申出等を行った場合には、状況に応じてよりきめ細かく報告を受けることにより監視する。</p> <p>2 食品安全モニターからの報告 食品安全モニター470名から、随時、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況等についての報告を求め、その結果を踏まえ、必要に応じ、リスク管理機関に対し、勧告、意見申出を行う。 また、食品安全に関する意識等を把握するために、平成27年7月及び平成28年2月を目途に調査を実施する。</p> | <p>○ 厚生労働省、農林水産省、消費者庁に対して実施した第20回調査の結果を取りまとめ中。</p> <p>〔調査対象〕 平成25年4月から平成26年3月末までの間に食品健康影響評価の結果を通知した評価品目（10分野259品目）及び前回（第19回）までの調査において具体的な管理措置が講じられなかった評価品目（10分野183品目）の計442品目の、平成26年9月末現在のリスク管理措置の実施状況。</p> <p>○ 食品安全モニターの活動実績は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年4月～9月分計21件の随時報告（食品安全モニターからの食品安全行政等に関する意見等）について、4月21日の委員会会合においてその概要を報告した。 ・ 平成26年10月～平成27年3月分計13件の随時報告について、関係行政機関に回付するとともに、9月15日の委員会会合においてその概要を報告した。 ・ 食品安全モニターに対して平成27年2月に実施した「食品の安全性に関する意識と情報源について」の調査の概要を取りまとめ中。 ・ 平成27年度の「自ら評価」の案件候補について、食品安全モニターから募集を行った。 | <p>○ 第20回調査の結果について、12月中に委員会会合において報告予定。</p> <p>○ 第21回調査を、12月目途に実施する予定。</p> <p>○ 平成27年4～9月分の随時報告について、12月中を目途に委員会会合において報告予定。</p> <p>○ 「食品の安全性に関する意識と情報源について」の調査概要を、11月17日に委員会会合において報告。</p> <p>○ 平成27年度に食品安全モニターに対して行う調査を、12月を目途に実施する予定。</p> |
| <p>第5 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進</p> | | |

| | | |
|--|--|---|
| <p>1 食品健康影響評価技術研究の推進</p> <p>(1) 食品健康影響評価技術研究課題の選定</p> <p>平成28年度における食品健康影響評価技術研究課題については、「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」（平成26年12月16日全部改正）を踏まえ、「危害要因・曝露実態の評価に必要な科学的知見の集積」、「健康影響発現メカニズムの解明」及び「新たなリスク評価方法等の確立」に焦点を当てて定める優先実施課題について、別紙3に掲げるスケジュールで公募・審査を行い、食品健康影響評価等の実施のために真に必要な性の高いものを選定する。公募の際には、大学等の関係研究機関に所属する研究者に向けて幅広く周知するとともに、課題の選定等に関する議事の概要を公表して透明性を確保する。</p> | <p>○ 7月29日の研究・調査企画会議事前・中間評価部会（第3回）において、平成28年度に食品安全委員会が優先的に実施すべき研究・調査課題を具体的に取りまとめ、9月8日の第576回委員会会合において決定された優先実施課題に基づき、10月1日に研究課題の公募を開始した。</p> <p>○ 公募の際には、幅広い大学等の関係研究機関に所属する研究者が参画できるよう、10月1日にプレスリリースを行うとともに、大学や研究機関等の関係機関に公募内容を周知した。</p> | <p>○ 平成28年度研究課題については、公募終了後、書類審査及びヒアリング審査を実施し、平成28年2月に開催予定の研究・調査企画会議事前・中間評価部会で選定後、委員会に報告し、決定する予定。</p> |
| <p>(2) 平成26年度に終了した研究課題の事後評価の実施</p> <p>平成26年度に終了した研究課題について、別紙4に掲げるスケジュールで事後評価の実施、研究成果発表会の開催、ホームページでの研究成果報告書の公表を行う。</p> | <p>○ 平成26年度に終了した7研究課題について、7月15日の研究・調査企画会議事後評価部会（第1回）において事後評価を実施し、9月15日に、第577回委員会会合において評価結果を報告した後、評価結果を主任研究者へ通知するとともに、委員会ホームページで公表した（参考3-1）。</p> <p>○ 研究成果報告書について、委員会ホームページで公表した。10月1日に平成26年度に終了した7課題のうち肝毒性に係る3課題について、「平成27年度食品健康影響評価技術研究成果発表会」を公開で開催した。その他の4課題のうち2課題については、専門調査会の開催時に研究成果の報告を行った。</p> <p>○ 研究成果について、食品安全委員会英文ジャーナルへの投稿を促した結果、2課題が掲載された。</p> | <p>○ 平成26年度に終了した研究課題の成果報告の英文概要について、主任研究者との調整が整い次第、委員会ホームページにおいて公表する予定。</p> <p>○ 評価に直結する残り2課題の研究成果についても、専門調査会の開催時に報告を行う予定。</p> <p>○ 今後も、研究成果について食品安全委員会英文ジャーナルへの投稿を促す予定。</p> |
| <p>(3) 平成27年度に実施する研究課題の中間評価の実施</p> <p>平成27年度に実施する研究課題については、別紙4に掲げるスケジュールで中間評価を実施し、必要に応じ主任研究者へ研究計画の見直し等の指導を行う。</p> | <p>○ 平成27年度採択課題（8課題）（参考3-2）の各主任研究者から提出された10月末現在の研究の進捗状況についての中間報告書を取りまとめた。</p> | <p>○ 平成28年度に継続実施予定の課題（7課題）について、平成28年1月に開催予定の研究・調査企画会議事前・中間評価部会において中間評価を実施し、評価結果を取りまとめた後、同年3月の委員会にて継続の可否を決定する予定。</p> |
| <p>(4) 実地指導</p> <p>研究の進捗状況を確認するとともに研究費の適正な執行</p> | <p>○ 10月15日から26日までの間、新規採択課題（5課題）及び継続課題（2課題）の計</p> | <p>○ 平成27年度末の研究費の最終実績報</p> |

| | | |
|--|---|--|
| <p>を確保するため、主として新規採択課題の主任研究者及び経理事務担当者に対し、平成27年10月、11月に実地指導を行う。</p> | <p>7課題の受託機関の経理事務担当者に対し、実地指導を行った。</p> | <p>告に向けて、引き続き受託者に対して適宜研究費の適正な執行を指導していく予定。</p> |
| <p>(5) 関係府省との連携 競争的資金に関する関係府省連絡会担当者会議に出席し、競争的資金の取扱い等に関して意見交換を行い、必要に応じ、研究に関する規程を見直すとともに、研究を効率的に実施するため、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」（食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省相互の連携・政策調整の強化について（平成17年1月31日関係府省申合せ））を新規採択課題決定前などに適宜開催し、関係府省との連携・政策調整を強化する。</p> | <p>○ 10月16日に「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」を開催し、厚生労働省及び農林水産省と、来年度の研究予算要求状況及び採択スケジュールについて、情報交換を行った。</p> | <p>○ 平成27年度新規採択課題の決定前に「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」を開催し、関係府省との情報共有を行う予定。</p> |
| <p>2 食品の安全性の確保に関する調査の推進 (1) 食品安全確保総合調査対象課題の選定 平成28年度における食品安全確保総合調査対象課題については、「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性について」（平成26年12月16日全部改正）を踏まえ、「危害要因・曝露実態の評価に必要な科学的知見の集積」、「健康影響発現メカニズムの解明」及び「新たなリスク評価方法等の確立」に焦点を当てて定める優先実施課題に基づき、別紙5に掲げるスケジュールで、食品健康影響評価等の実施のために真に必要性の高いものを選定する。入札公告の際には、大学等の関係研究機関も含め幅広く周知する。</p> | <p>○ 7月29日の研究・調査企画会議事前・中間評価部会（第3回）において、平成28年度に食品安全委員会が優先的に実施すべき研究・調査課題を具体的に示した優先実施課題を取りまとめ、9月8日の第576回委員会会合において、平成28年度に実施すべき調査課題を決定した。</p> | <p>○ 平成28年2月に開催予定の研究・調査企画会議事前・中間評価部会において、調査課題を選定し、同年3月の委員会会合に報告し、決定された後、入札公告を行う予定。</p> |
| <p>(2) 食品安全確保総合調査対象課題に係る情報の公開 選定した調査の対象課題については、実施計画をホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でないとは判断される場合を除き、食品安全総合情報システムにより公開する。</p> | <p>○ 選定した調査の対象課題（5課題）について、実施計画を委員会ホームページに公開し、その内容を随時更新した。なお、5課題全て総合評価方式による一般競争入札を行い、調査委託先を決定し、現在調査を実施している（参考3-3）。</p> | <p>○ 調査終了後、調査報告書を食品安全総合情報システム（委員会ホームページ）において公開する予定。</p> |
| <p>第6 リスクコミュニケーションの促進 「食品安全分野におけるリスクコミュニケーションのあり方に関する報告書」を企画等専門調査会で取りまとめ、本報告書において掲げられた課題への対応に重点を置き、以下等の手段により、戦略的にリスクコミュニケーションを実施す</p> | | |

る。

1 様々な手段を通じた情報の発信

食品健康影響評価その他の食品の安全性について、迅速に最新の情報を、媒体の特性を踏まえて発信する。

(1) ホームページ

食品健康影響評価の結果、食品の安全性に関する最新の情報や委員会、専門調査会、意見交換会の開催状況等について情報提供を行う。

○ ホームページにおいて、分かりやすい情報発信に努めた（参考4-1）。また、食の安全ダイヤル等を通じて、国民の関心等の把握に努め、関心が高いと思われる食品の安全性に関する事案について、「重要なお知らせ」及び「お知らせ」等として委員会ホームページへ速やかに掲載し、情報提供に努めた。

委員会ホームページに掲載した情報は例えば次のとおり。

「重要なお知らせ」

- ・ 「red meat」と加工肉に関するIARCの発表について
- ・ 毒キノコによる食中毒にご注意ください
- ・ 食品に含まれるトランス脂肪酸について
- ・ 食肉や内臓の生食について
- ・ カンピロバクターによる食中毒にご注意ください

「お知らせ」

- ・ 食品安全委員会オフィシャルブログを開設しました
- ・ 欧州食品安全機関（EFSA）が、食品安全委員会をパートナーとして紹介しています
- ・ 食品の安全性に関する用語集（第5版）を掲載しました

○ ハザード毎の情報（食品影響評価書、ファクトシート等）を50音順で検索できるページについて、毎月新たな情報を収集・更新し、利用者の利便性を図った。

○ 「健康食品に関する危害情報」のページについて更新し、情報提供の充実を図った。

(2) Facebook

委員会の活動や食品を通じて健康に被害を及ぼすおそれのある情報、国民の関心が高い食品安全に関する情報についての補足説明等について、機動的な情報提供を行う。

○ 健康に被害が生じるおそれがある危害に関する情報やリスクコミュニケーションに関する情報等について、Facebookの特性を生かし、機動的に情報の発信を行った（参考4-2）。

Facebookに掲載した情報の例は次のとおり。

- ・ 「red meat」と加工肉に関するIARCの発表について（10/27）
- ・ 食品の殺菌料について（10/20）
- ・ フランス食品環境労働衛生安全庁（ANSES）との協力覚書の締結（10/6）
- ・ かつお節のEUへの輸出が可能に（9/1）
- ・ 「ハマビシ」を含むサプリメントに注意（8/6）
- ・ トランス脂肪酸（FDA（米国食品医薬品庁）の決定）関係（6/18、6/19、6/22）
- ・ 豚の食肉の基準（豚の食肉の生食用としての販売禁止）（6/12）

○ 今後も情報の充実に努める。

○ 12月初旬にノロウイルスによる食中毒のポイントを掲載予定。

○ 今後も機動的な情報発信に努める。

(※) これらについては、情報への科学的コメントに加え、より科学的に適切な情報を併せて掲載

(3) メールマガジン

委員会や調査会、意見交換会の開催状況等食品安全委員会の活動状況や、実生活に役立つ食品安全に関する情報を分かりやすく解説した情報等の提供を行う。

- メールマガジン（ウィークリー版及び読物版）を約1万人に配信した。（参考4-3）
5月以降は、「読物版」の配信内容等をブログにも記載し、幅広く情報提供を実施した。
- その他、5月にブログを開設し、メールマガジン「読物版」の内容や健康に影響を及ぼすおそれのある危害に関する情報（Facebook投稿記事）等の情報を発信した。（参考4-4）
ブログに掲載した情報の例は次のとおり。
 - メールマガ【読物版】
 - ・ 食肉の生食（6月）
 - ・ 主な細菌性食中毒の特徴と対策（5月）
 - 内容や健康に影響を及ぼすおそれのある危害に関する情報等（Facebookの転載）
 - ・ かつお節のEUへの輸出が可能に（9/1）
 - ・ 提供者の不明な母乳は海外でも問題となっています（7/9）
 - ・ トランス脂肪酸（FDA（米国食品医薬品庁）の決定）関係（6/18、6/19、6/22）

- これまで配信したメールマガジン【読物版】を総集の上、印刷物として発行する予定。

(4) 意見交換会

食品安全委員会が行った食品健康影響評価や様々な食品に関するリスクについて、意見交換会を実施する。また、意見交換会で得られた意見等をもとに、意見交換会の実施方法、説明内容、資料等について必要な改善を図る。

- 地方公共団体と連携した意見交換会
食品添加物等の関心の高いハザードをテーマに、栄養教諭や家庭科教諭等の学校教育関係者等を対象者として6回実施した。（参考4-5）
また、東京都教育委員会と共催で、8月21日に東京都立小・中学校の栄養教諭等を対象とした食品安全に関する研修会を開催した。
- 評価案のパブリックコメント募集期間中の意見交換会の実施はなかった。
- 消費者庁等の関係省庁と連携し、農業についての意見交換会を福岡市（10/19）とさいたま市（11/9）において、食品中の放射性物質についての意見交換会を小田原市（11/6）において開催した。（参考資料4-6）
- 意見交換会の概要をメールマガジンで配信するとともに、意見交換会で用いた資料、説明

- 今後予定している地方公共団体と連携した意見交換会は以下のとおり。
 - 12月 4日 佐賀市
 - 1月15日 熊本県
 - 1月26日 長野市
 - 2月 4日 船橋市
 - 2月10日 岡山市
- 必要に応じ、パブリックコメント募集期間中に意見交換会を実施。
- 今後予定している食品中の放射性物質についての意見交換会は以下のとおり。
 - 11月28日 勝山市※その他4カ所で開催予定

| | | |
|--|--|---|
| | <p>内容、意見交換の内容等をホームページに掲載した。</p> <p>○ 各意見交換会においてアンケートを実施し、寄せられた意見を基に、資料を一般の方によりわかりやすく改善するとともに、最新データへの更新を随時行った。</p> | |
| <p>(5) 季刊誌『食品安全』</p> <p>国民の関心が高い事項等を掲載した季刊誌を年4回発行し、地方公共団体、図書館等に配布し、広く国民に情報提供を行う。</p> | <p>○ 季刊誌『食品安全』キッズボックス総集編について、都道府県教育委員会、市町村教育委員会及び全国の公立小中学校・特別支援学校に配布した。</p> <p>また、「子ども霞が関見学デー」の内閣府プログラムとして実施した「ジュニア食品安全委員会」の参加者（小学5・6年生）等にも配付した。</p> | <p>○ 季刊誌『「食品安全」』については、平成27年1月に第45号を、3月に第46号を発行予定。また、発行に当たっては、引き続き、適切なテーマの設定に努める。</p> |
| | <p>○ 季刊誌『食品安全』について、8月に「加熱時に生じるアクリルアミド」を特集した第43号、10月に「食品安全委員会が新たな体制でスタート(委員のご紹介)」を特集した第44号を特集した第40号を発行し、地方公共団体、図書館等に配付した。</p> | |
| <p>(6) 食品安全モニターに対する情報提供等</p> <p>食品安全モニターに対する情報提供をより充実させるとともに、意見交換会等で得られた意見等をもとに、対象者に応じた情報提供方法について必要な改善を実施する。</p> | <p>○ 催し物やリスクコミュニケーション開催のお知らせ等の情報提供を行った。また、トランス脂肪酸及び「red meat」と加工肉に関するIARCの発表について食品安全委員会のfacebookに掲載した情報や、リスクアナリシス連続講座等の資料掲載のお知らせ、季刊誌の送付を適宜行い、食品安全モニターが地域において情報提供できるよう、資料の提供に努めた。</p> | |
| <p>2 「食品の安全」に関する科学的な知識の普及啓発</p> | | |
| <p>(1) 「食品を科学するーリスクアナリシス講座ー」の実施</p> <p>消費者等に、食品の安全性に関する科学的な知識を普及するために、委員会の委員等による食品の安全性に関するリスクアナリシス講座を、地方での開催も含め実施する。また、講座内容については、資料をインターネットで公表するとともに、講座の内容をまとめた動画についてインターネットでの配信やDVDでの配布等、多くの消費者等が活用可能な形で提供する。</p> | <p>○ 食品安全について体系的に理解を深めてもらうことを目的として、食品の安全やリスクに関する基本的な考え方及びホットトピックスについて委員が連続で講義を行う「食品を科学するーリスクアナリシス(分析)連続講座ー」を開講し、第4回まで終了した(参考4-7)。</p> <p>○ 平成26年度の「食品を科学するーリスクアナリシス(分析)講座ー」の講座内容をまとめたDVDを作成し、希望する地方公共団体、消費者団体に配布するとともに、ホームページに動画として配信。</p> <p>○ リスクアナリシス講座(地方開催)</p> <p>平成25年度及び平成26年度に行った講座内容からピックアップして、全国8カ所で地方講座を開催した。(参考4-8)</p> | <p>○ 今後の連続講座は残り2回を実施予定。</p> <p>○ 「食品を科学するーリスクアナリシス(分析)講座」の講義をまとめたビデオ映像を作成し、ホームページに公開予定。</p> |
| <p>(2) 食品安全に関する取組の普及啓発</p> <p>食品健康影響評価を含むリスク分析による食品安全の取組の普及啓発のため、地方公共団体や教育機関等への講師の派遣、中学生を対象としたジュニア食品安全ゼミナールの開催、食品安全モニターを通じた地域への情報提供等に</p> | <p>○ 地方公共団体等が実施する意見交換会等への講師派遣を25回(うち委員の派遣8回)行った。(参考4-9)</p> <p>○ 7月30日、「子ども霞が関見学デー」の参加プログラムとして、小学校高学年を対象に、</p> | <p>○ 引き続き要請に応じて派遣を行っていく予定。</p> |

ついて実施する。また、DVDや、季刊誌の「キッズボックス」総集編（平成26年発行）など、分かりやすい啓発資料を用い、広く普及啓発を実施する。

また、食育及びリスクコミュニケーションの一環としての食品の安全性に関する教育の推進方策を検討する。

食の安全に関するクイズや委員との意見交換を行い、食の安全について楽しく学ぶ「ジュニア食品安全委員会」を開催した。参加者は小学生5～6年生の14名で、遺伝子組換え食品、食品添加物等について、委員と参加者との間で、活発な意見交換が行われた。

- 地方公共団体と連携し、中学生を対象として、中学校技術・家庭科用副読本「科学の目で見える食品安全」を基にしたクイズや委員との意見交換等を行う「ジュニア食品安全ゼミナール」を1回開催した（参考4-5）。なお、今年度よりジュニア食品安全ゼミナールを開催する際には、栄養教諭等学校教育関係者との意見交換会を合わせて開催している。
- 訪問学習の受け入れを行い、委員会を訪れた学生に対し、委員会の取組や食品の安全性に関する説明・意見交換を9回行った。
- 地方公共団体、専門学校、大学、生活協同組合等の公益性のある利用が見込める団体に対し、食品のリスク分析の考え方やリスクコミュニケーション、食品添加物や農薬といった食品の安全性に関連するDVDの貸出しを行っており、これまでに延べ68本（10月末時点）の貸出しを行った。
- 6月20、21日に東京都墨田区で開催された第10回食育推進全国大会において、ブース出展し、リスク分析の考え方や委員会の役割に関するパネル展示やパンフレット類の配布を行った。
- 食品安全モニターに対し、「食品安全モニター会議」を開催（5～6月、全国9カ所）し、モニターの地域への情報提供に資するよう、委員会の取組やリスク評価等について、委員等による講義及びグループ討議等を行った。
- 10月7日に食品安全委員会国際専門家招へいプログラム「農薬の急性参照用量（ARfD）の設定に関する国際シンポジウム」を開催した。（参考4-10）

○ 今後予定しているジュニア食品安全ゼミナールは以下のとおり。

- 1月26日 長野市
- 2月 4日 船橋市
- 2月10日 岡山市

○ 食品安全委員会国際専門家招へいプログラム「食品媒介感染防止に向けた安全性確保のための定性的・定量的アプローチに関する国際シンポジウム」を11月19日に開催。

（3）食の安全ダイヤルへの対応

食の安全ダイヤルを通じて消費者等からの相談や問い合わせに対応する。また、食の安全ダイヤルに寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた情報は、リスクの初期情報としてリスク管理機関と共有し、食品の安全性の確保に向けて有効活用を図る。また、よくある質問等についてはQ&A形式にして委員会に報告し、ホームページに掲載する。

- 4月1日から11月10日までに一般消費者等から428件の相談や問合せを受け付け、主な質問事項をまとめ、委員会で毎月報告し、資料をホームページに掲載した。
〔参考〕
委員会関係 : 55件（委員会、専門調査会、ホームページ、メルマガ等）
食品健康影響評価関係 : 88件（評価の方法、評価やファクトシートの内容等）
食品一般関係 : 274件（食品表示、衛生管理、規格基準等）
その他 : 11件

○ 引き続き、一般消費者等からの相談や問合せを受け付け、多く寄せられる質問等については、定期的にQ&Aを作成し、ホームページに掲載するとともに、寄せられた情報を消費者庁その他の関係機関と共有する。

○ 食の安全ダイヤルに寄せられた情報等について、定期的に関係府省庁への情報提供を行っ

| | | |
|---|--|---|
| <p>3 関係機関・団体との連携体制の構築</p> <p>(1) リスク管理機関との連携 消費者庁、リスク管理機関と協力し、リスクコミュニケーションをより効果的に実施するため、原則、隔週での関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を行うほか、緊密に情報交換・調整を行う。</p> <p>(2) 地方公共団体との連携 地方公共団体との連携や情報の共有を図るため、消費者庁、リスク管理機関と連携して、地方公共団体との連絡会議を開催する。 併せて、食品健康影響評価を含むリスク分析による食品安全の取組について、地方公共団体の担当職員の理解促進を図るため、当該職員に対する学習機会の提供を行う。</p> <p>(3) マスメディア、消費者団体との連携（円滑に情報交換できる体制の構築） マスメディア、消費者団体等の国民に対する影響力や重要性を踏まえ、マスメディア、消費者団体等関係者との間で、国民の関心の高い食品健康影響評価をテーマとした勉強会、情報交換会等を定期的に行う。併せて、取材に対する丁寧な対応等を通じ、マスメディア関係者との連携の充実・強化を図るとともに、必要に応じ、不正確・不十分な情報への対応・補足説明としての情報発信を行う。</p> <p>(4) 学術団体との連携 食品の安全性に関する科学的な知識を普及させるためには学術団体との連携が効果的であることから、関係する学会におけるブース展示やワークショップの開催等を通じてリスクアナリシスの考え方の普及を図るとともに、リスクに関する情報を共有する。</p> | <p>た。</p> <p>○ 関係府省のリスクコミュニケーション担当課室長級をメンバーとしたリスコミ担当者連絡会議を15回実施（原則隔週で開催）し、関係府省庁連携リスコミに関する協議や打合せ、各府省庁が開催しているリスコミに関する情報交換等を行った。</p> <p>○ 地方公共団体の担当職員向けの全国食品安全連絡会議を10月30日に開催し、トランス脂肪酸、リスクコミュニケーションに関する講演を行い、今年度上半期の意見交換会の実施状況等に関する情報提供を行った。（参加者は78団体84名）</p> <p>○ 食品添加物、夏場に多い食中毒及び遺伝子組換え食品をテーマに、報道関係者を対象とした意見交換会を3回（5月13日、7月31日、10月2日）行った（参考4-11（1））。</p> <p>○ 酒と健康をテーマに、消費者団体との情報交換会を7月10日に行った（参考4-11（2））。</p> <p>○ 「red meat」と加工肉に関するIARCの発表やトランス脂肪酸、豚の生食、かつお節等、国民の関心が高い報道について、Facebookを活用し、補足説明としての情報発信を行った。</p> <p>○ 6月27日、28日に開催された日本家庭科教育学会第58回大会、6月29～7月1日に開催された第42回日本毒性学会学術年会、8月24日、25日に開催された日本調理科学会第27年度大会にて、食品の安全を守る仕組みについてブース展示を行った。</p> | <p>○ 引き続き、隔週でのリスコミ担当者連絡会議を実施予定。</p> <p>○ 地方公共団体（都道府県、保健所設置市、政令指定都市、中核市及び特別区）対象の平成28年度意見交換会説明会・学習会を2月に開催する予定。</p> <p>○ 平成27年12月2日に報道関係者等との意見交換会を開催予定。</p> <p>○ 平成27年11月13日に消費者団体との情報交換会を開催予定。</p> <p>○ 引き続き、関係する学会におけるブース展示やワークショップ等を開催する。</p> |
| <p>第7 緊急の事態への対処</p> <p>1 緊急事態への対処 緊急事態が発生した場合には、「食品安全委員会緊急時</p> | <p>○ 平成27年4月以降、大規模な緊急事態は発生しなかった。</p> | <p>○ 今後とも、緊急事態が発生した場合に</p> |

| | | |
|---|---|--|
| <p>対応指針」(平成17年4月21日委員会決定。以下「指針」という。)等を踏まえ、関係行政機関等との密接な連携の上、危害物質の毒性等の科学的知見について関係省庁及び国民に迅速かつ的確な情報提供を行う等、適切に対応する。</p> | | <p>は、指針に従って、迅速かつ的確に情報提供等を行う。</p> |
| <p>2 緊急事態への対処体制の整備</p> <p>指針等を踏まえ、平時から、緊急時に備えた情報連絡体制の整備や、科学的知見の収集・整理、緊急時対応訓練等を実施することにより、緊急事態への対処体制の強化に努めるとともに、企画等専門調査会において、実際の緊急時対応の結果及び緊急時対応訓練の結果の検証を行い、緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、必要に応じ、指針等の見直しを行う。</p> | <p>○ 緊急時の情報連絡体制を強化するため、緊急電話連絡網や携帯用の電話連絡カード等の見直しを行うとともに、委員の改選や職員の異動等に合わせて随時更新した。</p> <p>○ 訓練計画及び平成27年度食品安全委員会緊急時対応訓練の骨子(参考5)に基づき、緊急時対応訓練を実施した。</p> | <p>○ 第17回企画等専門調査会において、緊急時対応訓練の結果等について検証し、緊急時対応の改善点の検討等を行う予定。</p> |
| <p>3 緊急時対応訓練の実施</p> <p>緊急時対応の取りまとめとなる消費者庁と密に連携し、実際の緊急時を想定した実践的な訓練を、平成26年4月～10月(実務研修)、11月(確認訓練)を目処に行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。</p> | <p>○ 担当者の実践的対応能力の向上等を図るため、実務研修を以下のとおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対応手順研修(4月) ・ホームページ掲載研修(6月) ・メディア対応研修・基礎講義(11月) | <p>○ 引き続き、実務研修を以下の通り実施予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メディア対応研修・プレスリリース作成研修(11月) 会見研修(12月) <p>○ 緊急時対応体制の実効性等を確認するため、消費者庁、文部科学省、厚生労働省及び農林水産省とともに確認訓練を実施予定。</p> |
| <p>第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用</p> <p>国内外の食品の安全性の確保に関する科学的情報について、国際機関、海外の政府関係機関や学術誌に掲載された論文、食の安全ダイアル等を通じ、毎日、収集する。</p> <p>収集した情報については、国民やリスク管理機関などのニーズに対応できるような的確な整理及び分析を行い、「食品安全総合情報システム」(委員会のホームページ上の情報検索用データベースシステム)への登録、委員会会合での報告等により、国民に対する情報提供、リスク管理機関等との情報共有を行う。</p> <p>また、食品健康影響評価や緊急時の対応等において、専門家等の専門知識の活用を図る観点から、専門情報の提供に協力いただける専門家や関係職域団体等との連絡体制を確保し、情報交換等を行う。</p> | <p>○ 食品の安全性の確保に関する最新情報について、国際機関、海外の関係政府機関や海外メディア、学術誌に掲載された論文等から収集した情報を和訳、整理した上で日報に取りまとめ、委員会内、リスク管理機関等を含む関係者に毎日配布した。また、トランス脂肪酸や豚の生食、「red meat」と加工肉に関するIARCの発表など消費者や報道機関の関心が高い話題については、Facebookやブログ、メールマガジンで情報提供した。</p> <p>○ 日報に掲載した情報のうち、「食品安全総合情報システム」に登録する情報を2週間ごとに取りまとめた「隔週報」を作成し、リスク管理機関等関係者に配布した。また、隔週報に掲載した情報を「食品安全総合情報システム」に登録し、個人情報や知的財産権の保護に配慮しつつ、可能な限りホームページを通じて国民に対して情報提供を行った。このうち、特に重要と思われる最新情報については「食品安全関係情報のうち主なものの紹介」のリスト及び「ハザード報告シート」として食品安全委員会において報告した。さらに、ホームページ上で、「食品安全総合情報システム」に追加登録した旨を新着情報としてお知らせするとともに</p> | <p>○ 引き続き、情報の収集、日報の取りまとめ、リスク管理機関等関係者への配布を行う予定。</p> <p>○ 引き続き、隔週報の作成、「食品安全総合情報システム」への登録による情報提供、「ハザード報告シート」の作成と食品安全委員会への報告を行う予定。また、登録された情報を基に、平成27年度「自ら評価」を行う案件候補に関する情報を整理分析し、案件候補の選定を行</p> |

| | | |
|---|--|--|
| | <p>に、「食品安全関係情報のうち主なものの紹介」及び「ハザード報告シート」については、「ピックアップ海外情報」というページを設けて検索しやすく掲載した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国立医薬品食品衛生研究所と常時連携し、互いに収集した食品安全に関する情報を共有した。 ○ 専門委員改選にあわせ、緊急事態に備え、専門委員の連絡先の確認を行った。 ○ 関係職域団体である日本医師会、日本薬剤師会、日本獣医師会、日本栄養士会等に対し季刊誌を配布する等ネットワークの確保に努めた。 | <p>うための資料を作成する予定。また、アニサキスに関する情報を整理分析し、ファクトシートを作成・公表する予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食品安全関係団体への事務局職員の派遣によるリスク評価・委員会活動等の説明等を行い、ネットワークの構築を行う。 ○ 引き続き、関係職域団体に対し季刊誌を配布する等ネットワークの確保に努める。 |
| <p>第9 国際協調の推進</p> <p>(1) 国際会議等への委員及び事務局職員の派遣 以下のスケジュールで開催される国際会議等に委員、専門委員及び事務局職員を派遣する。</p> <p>平成27年 4月 米国がん学会 5月 OECD農薬作業部会 5月 プリオン2015 6月 第12回地球環境汚染物質としての水銀に関する国際会議 6月 第80回FAO/WHO合同食品添加物専門家会議(JECFA) 7月 国際食品保護協会(IAFP)年次総会2015 9月 欧州毒性学会(EUROTOX) 9月 FAO/WHO合同残留農薬専門家会議(JMPR) 9月 第13回欧州毒性病理学会(ESTP)学術年会 10月 EFSA第2回科学会議 11月 第81回FAO/WHO合同食品添加物専門家会議(JECFA) 11月 OECD農薬作業部会等</p> <p>平成28年 3月 米国毒性学会(SOT)</p> <p>また、必要に応じ、このスケジュールの他に開催されることとなった国際会議等に委員等を派遣する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ FAO/WHO合同食品添加物専門家会議(JECFA)及びFAO/WHO合同残留農薬専門家会議(JMPR)に加え、プリオン等に関する国際会議等の食品の安全性に関する国際会議に、委員、専門委員及び事務局職員を派遣し、各国の専門家との情報・意見交換等を行った。 ○ 米国がん学会：4月17日～24日(米国：フィラデルフィア) ・情報収集のため委員1名を派遣。 ○ OECD農薬作業部会：5月18日～23日(フランス：パリ) ・情報収集のため事務局職員2名を派遣。 ○ Prion2015(プリオン等に関する国際会議)：5月25日～6月1日(米国：コロラド) ・情報収集のため専門委員1名を派遣。 ○ 第12回地球環境汚染物質としての水銀に関する国際会議：6月14日～19日(韓国：済州島) ・情報収集のため委員1名を派遣。 ○ FAO/WHO合同食品添加物専門家会議(JECFA)：6月14日～26日(イタリア：ローマ) ・専門委員2名をWHOエキスパートとして派遣。 ○ EUROTOX2015：9月12日～19日(ポルトガル：ポルト) ・情報収集のため事務局職員2名を派遣。 ○ FAO/WHO合同残留農薬専門家会議(JMPR)：9月13日～26日(スイス：ジュネーブ) ・委員1名及び専門委員1名をWHOエキスパートとして派遣。いずれも評価書作成を担当。 ○ EFSA第2回科学会議(及びリスクコミュニケーションに関するラウンドテーブル)：10月13日～19日(イタリア：ミラノ) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 国際会議等に委員及び事務局職員を以下のスケジュールで派遣し、各国の専門家との情報・意見交換等を行う。 ・FAO/WHO合同食品添加物専門家会議(JECFA) 11月17日～26日(イタリア：ローマ) ・OECD農薬作業部会関連会合 11月30日～12月4日(豪州：ブリスベン) ・米国毒性学会 3月13日～17日(米国：ニューオーリンズ) ・コーデックス委員会食品添加物部会 3月14日～18日(未定) ・コーデックス委員会汚染物質部会 4月4日～8日(オランダ：ロッテルダム) |

| | | |
|--|--|---|
| | <p>・共同議長を務めるため委員長を派遣。また情報収集のため事務局職員3名を派遣。</p> <p>また、養鶏農場等における微生物管理について情報収集を行うため、8月31日～9月9日の日程で、デンマーク及びオランダに、委員1名及び事務局員2名を派遣した。</p> | |
| <p>(2) 海外の研究者等の招へい</p> <p>海外の食品安全に係る研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。</p> | <p>○ 4月に、プリオン病に関する局内勉強会の講演者として、カナダ・アルバータプリオン研究所のKevin Keough所長を招へいし、カナダのBSE対策及びBSE研究の進捗状況について講演いただくとともに、プリオン病のリスク評価について意見交換を行った。</p> <p>○ 10月に、「農薬の急性参照用量（ARfD）の設定に関する国際シンポジウム」の講演者として、ドイツ連邦リスク評価研究所（BfR）のRoland Solecki農薬安全部長及び前・米国環境保護庁（EPA）上席科学アドバイザーのVicki Dellarco氏を招へいし、諸外国におけるARfD設定の考え方などについて講演いただくとともに、勉強会を実施し、農薬のリスク評価について意見交換を行った。</p> | <p>○ 11月に、「食品媒介感染症防止に向けた食品安全確保のための定性的・定量的アプローチに関する国際シンポジウム」を開催し、国内外の専門家と意見・情報交換を行う。</p> |
| <p>(3) 海外の食品安全機関等との連携強化</p> <p>海外の食品安全機関等との連携強化を図るため、職員の派遣等の人材交流、食品健康影響評価に関する情報交換等を実施する。また、国際共同評価への参画等に努める。</p> <p>委員会と協力文書を締結している欧州食品安全機関（EFSA）及び豪州・ニュージーランド食品基準機関（FSANZ）との定期会合を開催する。そのほか、必要に応じ、フランス食品環境労働衛生安全庁（ANSES）等の他の外国政府機関との情報交換、連携強化のための会合を開催し、協力文書の締結も検討する。</p> | <p>○ ポルトガル経済食品安全庁（ASAE）との意見交換：5月18日</p> <p>・ASAE長官他3名が来訪し、双方の機関について情報交換を行うとともに、今後の連携について意見交換を行った。</p> <p>○ 国際共同評価に関する打合せ：5月19日（フランス：パリ）</p> <p>・OECD農薬作業部会にあわせて開催された会合に事務局職員2名が出席し、国際共同評価の今後の方向性等について意見交換を行った。</p> <p>○ ANSESとの意見交換：5月20、21日（フランス：パリ）</p> <p>・事務局長及び事務局職員3名が出張し、リスク評価の状況や今後の連携強化に関し意見交換を行った。また、ANSESの検査・研究施設についても視察を行った。</p> <p>○ ASAEとの協力覚書締結：9月17日（ポルトガル：リスボン）</p> <p>・委員及び事務局職員2名が出張し、協力覚書の署名・締結を行うとともに、今後の連携の具体的な計画、個別のリスク評価案件について意見交換を行った。</p> <p>○ ANSESとの協力覚書締結：10月5日（東京）</p> <p>・ANSES長官他1名が来訪し、協力覚書の署名・締結を行った。協力覚書に署名・締結を行うとともに、今後の連携の具体的な計画、個別のリスク評価案件について意見交換を行った。</p> <p>○ EFSAとの協力覚書改定：10月15日（イタリア：ミラノ）</p> <p>・委員長及び事務局員3名が出張し、新たな協力覚書に署名・締結を行った。（EFSAとは2009年に協力覚書を締結済みだったが、今般、さらなる連携強化のため、覚書を</p> | <p>○ 引き続き国際共同評価に関し情報収集及び関係各国との調整等を行う。</p> <p>○ 平成28年1月に、EFSAを訪問し、第四回定期会合を実施。また、その際に、BfRを訪問し、連携に関する意見交換を行う予定。</p> <p>○ FSANZとの第三回定期会合について、年度内の開催に向けて、引き続き日程調整を行う。</p> <p>○ 引き続き、左記ワーキンググループを通じ情報交換を行う。</p> |

| | | |
|---|--|---|
| | <p>改定した。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ドイツ連邦リスク評価研究所（B f R）とも連携に関する協議を開始。 ○ 上記のほか、外国政府機関との情報交換のために食品中の化学物質の安全性に関するワーキンググループ及び食品中の微生物の安全性に関するワーキンググループに参加し、電話会議、メール等により適宜情報交換を行った。 | |
| <p>(4) 海外への情報発信</p> <p>食品健康影響評価の概要、食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等の英訳を行い、順次英語版ホームページに掲載する。</p> <p>食品安全に関する論文及び食品健康影響評価書の英訳を掲載する英文ジャーナル「Food Safety-The Official Journal of Food Safety Commission of Japan」を年4回程度発行し、国内外に広く情報発信していく。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成27年度以降に評価が終了した添加物、農薬、動物用医薬品等の食品健康影響評価の概要等の英訳を行い、委員会ホームページに掲載を行った。 平成27年度の委員会の活動と成果の概要を記した月報を英訳し、委員会ホームページへの掲載を行うとともに、それらをEFSA及びFSANZなどの連携機関へ送付する等、海外への情報発信を行った。 ○ 委員会の英文電子ジャーナルである「Food Safety - The Official Journal of Food Safety Commission」について、6月29日にvol. 3 No. 2及び9月29日にvol 3 No. 3を科学技術情報発信・流通総合システムJ-STAGEに掲載し、食品のリスク評価に携わる専門家による論文、委員会による評価書の内容等の海外への情報発信を行った。 ○ 食品安全委員会の活動や役割等を掲載している英語版パンフレットについて、組織の再編成や社会状況の変化等に対応するため、新たな版を作成した。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、食品健康影響評価の概要、食品安全委員会運営計画（抜粋）や食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の成果等について、順次英語版ホームページに掲載する予定。 ○ 12月下旬に「Food Safety vol. 3 No. 4」を科学技術情報発信・流通総合システムJ-STAGE上に掲載する予定。 |

注：月、月日の表記において年を付していない場合は、平成27年の月、月日。

平成 28 年度予算概算要求及び機構・定員要求の概要について

平成 27 年 10 月
内閣府食品安全委員会事務局

1 基本的な考え方

食品安全委員会は、平成 15 年 7 月の設立以来、食品安全基本法に基づき、農薬、食品添加物、動物用医薬品、遺伝子組換え食品、BSE 等についての食品健康影響評価（リスク評価）を着実に実施するとともに、消費者や食品関係事業者等との情報・意見の交換（リスクコミュニケーション）に積極的に取り組んできた。

近年、グローバル化の進展、科学技術の進歩、新たな危害要因の出現等により、国際的に食品の安全性向上に関する取組が進められている。我が国においても、国民の健康の保護を第一とする食品の安全性の向上は、食物アレルギーや栄養成分等の新たな課題への対応、さらに農畜産物・加工食品等の輸出を拡大させる観点からも、より一層重要な政策課題となっている。

また、食品の安全性に関する様々な情報がインターネットやソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等を通じ、より迅速かつ広範囲に伝達されている。その中で食品安全に関する情報を正しく理解するためには科学的な基礎知識が必要であり、感受性の豊かな子どもや、子どもに関わる職にある者、若い親世代等への普及啓発・情報発信の重要性が指摘されている。

このため、平成 28 年度においては、新たな評価方法の開発に必要な評価体制の強化及び研究・調査や、子どもを中心とした普及啓発・情報発信の強化等リスクコミュニケーションの推進に関する経費を要求するとともに、動物実験による分析・解析からコンピューターによる分析・解析への転換等に向けた新たな評価方法の開発に必要な評価体制の強化等に伴う機構・定員を要求する。

2 予算概算要求の概要

(1) 概算要求額

- ・ 1,100百万円（平成27年度予算額 959百万円）
 - ・ 対前年度比 114.7%
- ※うち、優先課題推進枠は120百万円

(2) 主要事項

① リスク評価等に必要な技術研究の推進

227百万円（194）

※ 優先課題推進枠52百万円を含む

食品科学や分析技術の水準が日々向上し、高度化の一途をたどる中、委員会が取り組むリスク評価の分野は多岐にわたることから、新たな知見が必要となる分野について、リスク評価を円滑に進めるための技術開発研究を推進。

② リスク評価等に必要な調査の着実な推進

77百万円（66）

※ 優先課題推進枠18百万円を含む

リスク評価の観点から優先順位の高い特定の危害に関し、食品安全行政機関及び国際機関が保有するリスク評価情報等の危害情報、危害の発生及び対処事例についての海外報道情報、各種文献における危害の毒性メカニズム、暴露評価等の情報について、網羅的に収集し、整理・解析するため、調査を実施。

③ 食品安全行政の充実・強化

51百万円（ 43）

※ 優先課題推進枠9百万円を含む

国内外の危害情報を収集・整理する体制を充実・強化し、食品安全行政をより一層充実・強化するため、食品安全モニターを通じたリスク管理措置等の監視機能の強化、国際会議への参加及び海外のリスク評価機関等との連携強化を図る。

④ リスクコミュニケーションの推進

47百万円（ 27）

※ 優先課題推進枠24百万円を含む

リスク評価に国民の意見を反映し、その透明性・公正性を確保するとともに、食品のリスクに関する科学的情報に対する国民の理解の向上に資するため、意見交換会の開催、積極的な情報発信等を実施。

⑤ 優先課題推進枠

- ・新たなリスク評価方法の開発に必要な評価体制の強化及び研究・調査事業 96百万円
- ・子どもを中心とした普及啓発・情報発信の強化経費 24百万円

3 機構・定員要求の概要

(1) 機構要求

より迅速かつ的確なリスク評価のための新しい評価方法（” *in vivo, in vitro* から *in silico* へ”：実験動物による分析・解析からコンピューターによる分析・解析への転換等）や新たな技術（再生医療技術等）を応用した食品の評価方法の確立に向けた国際交渉力の強化とマネジメント機能強化のため、評価技術企画室長を要求。

(2) 定員要求

添加物・国際汎用添加物への対応に伴う 2 名（時限延長）、介護用食品等新たなカテゴリーの食品の普及という時代の変化に対応するための添加物・栄養成分の評価体制の強化に伴う 1 名及び特定保健用食品（特保）の審査手続きの迅速化、効率化への対応に伴う 1 名の増員を要求。

※ 別途、平成 27 年度末をもって、1 名の定員削減が行われる。

食品健康影響評価の審議状況

(平成27年10月31日現在)

| 区分 | 要請件数 注2) | うち 27年度分 | 自ら評価 | 合計 | 評価終了 うち 27年度分 | 意見 募集中 注3) | 審議中 注1) | |
|----------------------------------|-------------|-------------|------|-------|---------------------|------------------|------------|-----|
| 添加物 注11) | 156 | 2 | 0 | 156 | 147 | 9 | 3 | 6 |
| 農薬 | 1025 | 26 | 0 | 1025 | 763 | 41 | 16 | 246 |
| うちポジティブリスト関係 | 491 | 6 | 0 | 491 | 299 | 19 | 6 | 186 |
| うち清涼飲料水 | 33 | | 0 | 33 | 33 | | 0 | 0 |
| うち飼料中の残留農薬基準 注7) | 42 | | 0 | 42 | 10 | | 0 | 32 |
| 動物用医薬品 | 522 | 27 | 0 | 522 | 486 | 31 | 0 | 36 |
| うちポジティブリスト関係 | 109 | 1 | 0 | 109 | 75 | 5 | 3 | 31 |
| 化学物質・汚染物質 注8) | 62 | | 3 | 65 | 60 | | 0 | 5 |
| うち清涼飲料水 | 49 | | 0 | 49 | 46 | | 0 | 3 |
| 器具・容器包装 | 16 | | 0 | 16 | 11 | 3 | 0 | 5 |
| 微生物・ウイルス 注9) | 13 | | 2 | 15 | 14 | | 0 | 1 |
| プリオン | 48 | 8 | 16 | 64 | 45 | 3 | 2 | 17 |
| かび毒・自然毒等 注4) | 7 | | 3 | 10 | 10 | | 0 | 0 |
| 遺伝子組換え食品等 | 233 | 13 | 0 | 233 | 217 | 13 | 1 | 15 |
| 新開発食品 注5) | 81 | | 1 | 82 | 81 | 3 | 0 | 3 |
| 肥料・飼料等 | 202 | 5 | 0 | 202 | 144 | 17 | 0 | 58 |
| うちポジティブリスト関係 | 100 | | 0 | 100 | 57 | | 0 | 43 |
| 薬剤耐性菌 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | | 0 | 1 |
| 肥飼料・微生物合同 注10) | 1(34) | | 0 | 1 | 1(13) | | 0 | 0 |
| 高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループ | 1 | | 0 | 1 | 1 | | 0 | 0 |
| 食品による窒息事故に関するワーキンググループ | 1 | | 0 | 1 | 1 | | 0 | 0 |
| 放射性物質の食品健康影響に関するワーキンググループ | 1 | | 0 | 1 | 1 | | 0 | 0 |
| その他 注6) | 1 | | 1 | 2 | 1 | | 0 | 1 |
| 合計 | 2,371 | 82 | 26 | 2,397 | 1,983 | 120 | 22 | 394 |

- (注) 1 審議中欄には、審議継続の案件のほか、今後検討を開始するものを含む。
 2 リスク管理機関から、評価要請後に取り下げ申請があった場合には、その分を要請件数から減じている。
 3 意見募集中欄には、意見情報の募集を締め切った後に検討中のものも含む。
 4 自ら評価案件「デオキシニバレノール及びニバレノール」について、評価終了欄には「デオキシニバレノール」、「ニバレノール」をそれぞれ1件として計上し、2件として記入している。
 5 自ら評価案件「トランス脂肪酸」は、通知先が消費者庁、厚生労働省及び農林水産省のため、評価終了欄は3件として記入している。
 6 平成22年3月18日に自ら評価案件として決定された「アルミニウム」は、まず情報収集から始めることとされたため、現在、担当専門調査会が未定となっている。
 7 飼料中の残留農薬基準欄については、ポジティブリスト制度の導入に際して、飼料中の残留基準が設定された農薬についての食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件数である。
 8 平成26年7月30日付けで評価要請のあった「ジクロロ酢酸」「トリクロロ酢酸」については、「クロロ酢酸」も評価したため、3件として記入している。
 9 平成16年度に自ら評価案件として決定した「食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価」については、平成24年6月28日の委員会において、自ら評価案件として終了することとなった。
 10 平成15年12月8日付けで評価要請のあった「飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価」について、()内に物質数を記入している。
 11 平成25年11月20日付けで評価要請のあった過酢酸製剤及び同製剤に含まれる物質については、過酢酸製剤の評価に当たり「酢酸」「過酸化水素」も評価したため、過酢酸製剤及び「過酢酸」「1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸」「オクタン酸」「酢酸」「過酸化水素」の計6件として記入している。

食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の状況

- 3 - 1 平成 26 年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果一覧
- 3 - 2 平成 27 年度採択食品健康影響評価技術研究課題
- 3 - 3 平成 27 年度食品安全確保総合調査課題一覧

平成26年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果一覧

| 研究領域 | 研究課題名 | 評価点 総合 (20点) | 研究の 妥当性 (5点) | 目標の 達成度 (5点) | 成果の 有用性 (10点) | 評価コメント |
|------------|-------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------|--|
| I 化学物質関連分野 | 香料化合物のリスク評価手法に関する調査研究 | 15.6 | 4.2 | 4.0 | 7.4 | <p>(総合コメント)</p> <p>香料化合物のリスク評価に適用するための安全性評価手法が検討され、具体的な指針案が示された。食品安全委員会での今後の香料化合物のリスク評価に有用な研究と言える。提案された評価法のパフォーマンス評価が十分ではないが、今後の研究に引き継がれるべきである。</p> <p>(個別コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本固有の食習慣や過度摂食の人をどのように組み込むのか難しい面もあるが、日本版SPET法の適用も含めて、総合的な指針案が示されることを期待する。 ・親化合物のみならずヒトの代謝物をin silicoで予測し総合的リスクを評価しようとする試みも進められており、今後の進展が期待される研究課題である。ただし、我が国と海外のガイドラインの整合性等に関わる考察がやや貧弱であると感じられた。 ・反復投与毒性試験がない場合について新規指定の迅速化に有用である。ただし、QSARの利用上の課題、摂取量推定法の課題が未解決である。 ・香料化合物評価の指針案は具体的であり、有用だと思われる。 ・今回の調査結果を用いて、現在の「国際的に汎用される香料の安全性評価の方法」を発展させ、香料化合物の評価手法に関する新たな指針の作成に進むことを期待したい。 |
| II 生物学関連分野 | 食用動物由来薬剤耐性菌の定量的食品健康影響評価モデルの確立 | 11.6 | 3.4 | 3.2 | 5.0 | <p>(総合コメント)</p> <p>薬剤耐性菌の出現頻度の実態を定量的に推測することができたことは有意義である。公表データによる情報等を解析し、実験部門で行った成績を基にした確率論的定量的リスク評価モデルの基盤を構築し、薬剤耐性菌によるヒトへの健康影響に関する定量的リスク評価指針骨子素案を提示できたことは評価できる。ただし、ヒトへの健康影響の評価に関してはデータ不足により十分に行えず、モデルへの反映もできていないことから、達成度としては十分でない。</p> <p>(個別コメント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食用動物に由来する薬剤耐性菌による汚染の問題は食品分野にとどまらない大きな社会問題であり、研究の意義は高い。 ・臨床データが十分ではないが、実験班とリスク班の共同研究であることよって、定量的リスク評価指針作成に向けた基盤を構築することができた。 ・実験班では新知見が得られたが、モデル構築に必要なデータが不足している。 ・キノロン耐性カンピロバクターに関するエビデンスに厚みを増したが、その先がやや不足している。 ・種々の必要な要因がモデルの中に含まれていないので、有用かどうか不明である。 |

平成26年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果一覧

| 研究領域 | 研究課題名 | 評価点 総合 (20点) | 研究の 妥当性 (5点) | 目標の 達成度 (5点) | 成果の 有用性 (10点) | 評価コメント |
|---|--|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------|---|
| Ⅲ 新しい評価手法の 開発に関する分野 | 遺伝毒性発がん物質のリスク評価手法に関する研究 | 15.6 | 4.4 | 3.6 | 7.6 | <p>(総合コメント) 海外評価機関における種々の定量的リスク評価の検討がなされており、食品中の遺伝毒性発がん物質によるヒト経口発がんリスクの定量的な評価の指針案を作成したことは評価できる。ただし、実用化のためには更なるデータの蓄積が必要である。研究としての新知見は十分ではないが、遺伝毒性発がん物質の評価に関するコンセンサスに向けての提言になる。</p> <p>(個別コメント) ・食品中の遺伝毒性発がん物質のリスク評価の基礎となり得るものである。 ・多くの専門家による多面的討論が行われ、発がん物質の評価のコンセンサスが得られたことは評価できる。 ・遺伝毒性に起因する発がん性について、トランスジェニック動物の遺伝毒性試験による評価ができる可能性が示されたことは評価できるが、4物質に限られているので、今後期待したい。 ・トランスジェニック動物を供試することは基盤的研究の進捗として重要なベクトルであるが、食品健康影響の評価技術としてどの程度有用なものであるのか、考察を深めるべきであった。 ・今回の研究の主題ではないが、遺伝毒性試験の測定法の信頼性（検査者間再現性、検査者内再現性）に関する議論が行われていればなお良かった。 ・海外評価機関における種々の定量的リスク評価の検討がなされており、指針案も提案されていて、有用と考えられる。</p> |
| Ⅳ 自ら評価や新たな ハザードへの対応、 緊急時対応等に必要 な分野 | 核内受容体作用と酵素誘導解析を基盤とした、 化学物質による肝肥大の毒性学的評価に関する 研究 | 16.6 | 4.6 | 4.0 | 8.0 | <p>(総合コメント) HESSデータベース及び食品安全委員会の農薬評価書を利用して構築したデータベースの解析と実験的研究により、中心性とびまん性の肝細胞肥大では発現機序が異なり、中心性肝細胞肥大においては薬物代謝酵素誘導と核内受容体活性化が重要な因子であることを見いだした点は意義がある。今後、食品中の化学物質による肝毒性評価の判断基準が進展することを期待する。</p> <p>(個別コメント) ・肝肥大と核内受容体活性化の決定木はスクリーニングに有用。 ・レビューの限界はあるが、方法も手堅く、科学データに基づき整理されている。 ・肝肥大と肝がんの関連の低さなども示され、農薬等化学物質の安全性評価の方法としての可能性が示されたことは評価できる。「化学物質により誘発される肝肥大の毒性学的評価手法の確立と今後の問題点」（課題番号1303）との連携による研究の発展が期待される。 ・肝肥大の発現機序に核内受容体が関与することが明確になった。 ・未だ不明な点が多い核内受容体に対する化学物質の影響について研究するもので、研究者担当者が実証した知見が乏しいように思われるものの、基盤的研究としては高く評価できる。ただし、本成果が実際に化学物質の評価にどの程度有効であるのかについては明瞭ではない。 ・肝肥大の毒性的評価はかなり明確になった。今後、この調査研究が生かされることを期待している。 ・科学的データに基づき整理されており、理解しやすい。農薬の肝障害評価に一定レベルの方向性を与える研究と思われる。</p> |

平成26年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果一覧

| 研究領域 | 研究課題名 | 評価点 総合 (20点) | 研究の 妥当性 (5点) | 目標の 達成度 (5点) | 成果の 有用性 (10点) | 評価コメント |
|---------------------------------|-------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------|--|
| IV 自ら評価や新たなハザードへの対応、緊急時対応等に必要分野 | 化学物質により誘発される肝肥大の毒性学的評価手法の確立と今後の問題点 | 16.6 | 4.6 | 4.0 | 8.0 | <p>(総合コメント) 情報の解析及び実験的手法により、化学物質による肝肥大から発がん機構までの研究がなされ、肝肥大の毒性学的評価手法の方向性が示された。今後の農薬等化学物質における肝肥大の評価の進展が期待できる。 本事業での成果と従前からの化学物質の肝に関するレビューや実証的研究の成果との整合性などについて考察を深めれば、有用性が格段に高まると思われる。</p> <p>(個別コメント) ・肝細胞肥大や肝肥大と酵素誘導についての知見、肝細胞肥大と肝障害は関連していないとの知見も示された。「核内受容体作用と酵素誘導解析を基盤とした、化学物質による肝肥大の毒性学的評価に関する研究」(課題番号1302)との連携による研究の発展が期待される。 ・実験が完了していないが、今後、総合評価に利用できるよう努めて欲しい。 ・実験研究についても完成させ、全て論文として公表して欲しい。 ・化学物質の評価に直結する重要な課題である。課題番号1302との連携が現時点では必ずしも十分ではないと思われるので、今後連携して化学物質による肝肥大のメカニズムについて考察を深めて欲しい。 ・肝肥大の毒性メカニズムが解明でき、農薬の評価ガイドライン案への考え方の整理につながる。 ・体制と計画は妥当。肝肥大の毒性評価に関する研究成果が複数論文化されている。肝肥大の評価が決まることが望まれる。 ・化学物質の肝肥大の毒性学的評価手法の方向性が示された。農薬のみでなく食品添加物に関しても検討されることを望む。</p> |
| IV 自ら評価や新たなハザードへの対応、緊急時対応等に必要分野 | 肝マクロファージの機能特性に基づいた肝毒性の新規評価手法の構築と緻密化 | 14.6 | 4.2 | 4.2 | 6.2 | <p>(総合コメント) 肝毒性をマクロファージM1/M2分類から評価しようとした試みは学術的には興味深く実験も良質である。しかし、研究における供試化合物が少なく、また毒性評価を時間軸上で評価しなくてはならないことから、食品健康影響評価への応用が難しい。</p> <p>(個別コメント) ・肝毒性の評価手法や動物実験の実施における留意点などに活用を期待したい。 ・実験動物として全てラットを用いており、他の動物にも適用可能か疑問が残る。 ・測定の再現性、簡便性、異なる実験動物でも認められるものなのかについて検証していない。 ・肝マクロファージによる肝細胞障害と免疫介在性の毒性発現機序の解明を目指しての研究であり、応用性という点ではさらなる検討が必要であるが、単年度としての成果は見られた。 ・肝マクロファージの機能特性に基づいて新規な食品健康影響評価モデルを確立しようとするものだと思うが、研究のベクトルが必ずしもその方向を向いていなかったように思われる。 ・マクロファージに焦点があり、論文は複数できている。すぐに評価に使えるものではないが、将来的には有用。基礎的研究であるが、効率的な研究成果があった。</p> |

平成26年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果一覧

| 研究領域 | 研究課題名 | 評価点 総合 (20点) | 研究の 妥当性 (5点) | 目標の 達成度 (5点) | 成果の 有用性 (10点) | 評価コメント |
|---------------------------------|-----------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------|---|
| IV 自ら評価や新たなハザードへの対応、緊急時対応等に必要分野 | 食品からのアクリルアミド摂取量の統計的推定に関する研究 | 15.6 | 4.2 | 3.8 | 7.6 | <p>(総合コメント) 我が国における食品由来のアクリルアミドのばく露量評価を実施した点は高く評価できる。食品の摂取量の分布が不明であることからアクリルアミド摂取量の推定が点推定となった点は課題であるが、現状の推定しうる範囲内でわが国における食品からのアクリルアミド摂取量を算出したことは有用である。限界はあるが、この領域のデータが乏しいだけに重要資料となるものである。</p> <p>(個別コメント) ・アクリルアミドの摂取により大きく影響する食品群を抽出できた。 ・今後、性別・年齢別推定値が出されると、食品安全委員会のアクリルアミドの評価に大いに利用可能となると思われる。 ・今後、摂取量の推定精度などを向上させ、食品摂取データの更なる解明を進めていただきたい。 ・アクリルアミドのばく露マージンをリスク評価に用いるための基礎的調査研究であり、新規性は乏しいが、重要かつ必要な課題である。 ・より精度の高い情報を収集し、アクリルアミドの健康影響を考察されたい。 ・アクリルアミド摂取量推計法としては妥当。アクリルアミド濃度推定は妥当。日本人におけるアクリルアミド摂取量の推計は有用。大量でしかもばらつきの大いデータの整理を短期間にしなければならなかったので大変だったと思う。 ・今後、食品の安全性評価に利用できる、トータルダイエツトスタディが実施されることを期待する。 ・今後、方法に工夫を加え、現実をより反映する推計になることを期待する。</p> |

平成 27 年度採択食品健康影響評価技術研究課題

| 研究項目 | 研究課題名 |
|-----------------------------|---|
| 1 危害要因・ばく露実態の評価に必要な科学的知見の集積 | 家畜とヒトとの間における薬剤耐性菌の循環に関する分子疫学および時空間比較ゲノム解析 |
| 2 健康影響発現のメカニズムの解明 | 食品に対する乳児期のアレルギー性反応獲得メカニズムと発症リスク評価 |
| | 食品ごとの「IgE 抗体の作らせやすさ」を測定する系の樹立に関する研究 |
| 3 新たなリスク評価方法等の確立 | 農薬の毒性評価における「毒性プロファイル」と「毒性発現量」の種差を考慮した毒性試験の新たな段階的評価手法の提言—イヌ慢性毒性試験とマウス発がん性試験の必要性について— |
| | 栄養成分・加工助剤に関するリスク評価方法の確立に関する研究（※） |
| | 香料の摂取量に関する評価方法の確立に関する研究（※） |
| 4 その他 | 食事由来アクリルアミドばく露量推定方法の開発と妥当性の検討および大規模コホート研究に基づく発がんリスクとの関連に関する研究 |
| | 食品由来のアクリルアミド摂取量の推定に関する研究 |

（注）※を付したものは単年度の研究課題である。

平成 27 年度食品安全確保総合調査課題

| 番号 | 調査課題名 | 実施状況 |
|----|---|-------|
| 1 | 動物用再生医療等製品のリスク評価ガイドライン案を検討するための基礎的調査 | 調査実施中 |
| 2 | 畜水産食品における薬剤耐性菌の出現実態調査（鶏肉中の大腸菌、腸球菌及びサルモネラ） | 調査実施中 |
| 3 | <i>in silico</i> 評価方法等食品に係る新たなリスク評価方法の開発・実用化に関する国際的な状況の調査 | 調査実施中 |
| 4 | フモニシンに係る食品健康影響評価に関する調査 | 調査実施中 |
| 5 | 鉛の食品健康影響評価のための情報収集・調査 | 調査実施中 |

平成 27 年度における食品安全委員会の リスクコミュニケーションの実施状況

- 4-1 ホームページによる情報提供
- 4-2 ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Facebook）による
情報提供
- 4-3 メールマガジンによる情報提供
- 4-4 ブログによる情報提供
- 4-5 地方公共団体との共催による意見交換会実施状況
- 4-6 リスク管理機関等との関係省庁と連携した意見交換会の実施概
要
- 4-7 平成 27 年度「食品を科学するーリスクアナリシス（分析）連
続講座 - 」講座テーマと内容
- 4-8 リスクアナリシス講座（地方開催）の実績
- 4-9 地方公共団体等が実施する意見交換会等への講師派遣
- 4-10 食品安全委員会国際専門家招へいプログラムの開催
- 4-11 関係者との連携強化の取組

ホームページによる情報提供（平成27年4月～10月）

食品安全委員会ホームページでは、委員会や意見交換会等の資料や概要、食中毒等特定のトピックに関する科学的知見等を随時掲載している。特に国民の関心が高いと考えられる事案については、「重要なお知らせ」又は「お知らせ」を活用して情報提供を行っている。

1 ホームページ（トップページ）へのアクセス数

(単位:件数)

| 合計 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 平成27年度 | | | | | | | | | | | | |
| 42,166 | | | | | | | | | | | | |
| 295,164 | 37,040 | 38,231 | 44,502 | 52,462 | 36,129 | 35,352 | 51,448 | | | | | |
| 平成26年度【参考】 | | | | | | | | | | | | |
| 52,968 | | | | | | | | | | | | |
| 635,617 | 58,464 | 56,164 | 50,799 | 54,457 | 48,758 | 50,809 | 54,234 | 51,986 | 52,653 | 55,683 | 49,906 | 51,704 |

(注) 合計欄のうち、上段は月平均アクセス数、下段は年間合計アクセス数である。

2 ホームページアクセス数トップ10の合計

(単位:件数)

| 合計 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|---------------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 平成27年度 | | | | | | | | | | | | |
| 699,852 | | | | | | | | | | | | |
| 4,898,963 | 1,284,760 | 665,318 | 763,142 | 660,943 | 434,740 | 484,317 | 605,743 | | | | | |
| 平成26年度【参考】 | | | | | | | | | | | | |
| 631,897 | | | | | | | | | | | | |
| 7,582,761 | 566,885 | 557,906 | 710,653 | 480,232 | 495,937 | 437,312 | 572,664 | 597,989 | 727,457 | 484,503 | 612,503 | 1,338,720 |

(注) 合計欄のうち、上段は月平均アクセス数、下段は年間合計アクセス数である。

ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Facebook) による
情報提供

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（公式Facebookページ）を活用し、健康に影響を及ぼすおそれのある危害に関する情報やリスクコミュニケーションの開催結果等の情報を発信。

Facebookによる情報提供（平成27年度（平成27年11月10日現在））

- | | | |
|---|---------------------------|---------|
| 1 | 投稿記事数 | 75 |
| | （開設から現在までの投稿記事 | 258） |
| 2 | 「いいね！」数 | 2,159 |
| 3 | 閲覧者（リーチ）数（平成27年4月～11月10日） | 204,554 |

【参考】

投稿記事に対する動向

（1）「いいね！」数ベスト10

Facebook投稿記事に対する「いいね！」数ベスト10

| | 投稿年月日 | 投稿記事 | 記事に対する「いいね！」数 | 記事に対する「シェア」数 |
|----|---------|-------------------------------|---------------|--------------|
| 1 | 10月 27日 | 「red meat」と加工肉に関するIARCの発表について | 359 | 196 |
| 2 | 9月 1日 | かつお節のEUへの輸出が可能に | 282 | 64 |
| 3 | 6月 18日 | トランス脂肪酸(FDA(米国食品医薬品庁)の決定) | 250 | 56 |
| 4 | 9月 16日 | FDAの規制とトランス脂肪酸 | 195 | 40 |
| 5 | 6月 22日 | 部分水素添加油脂(硬化油)とトランス脂肪酸 | 156 | 31 |
| 6 | 6月 8日 | 『食品を科学する～意外と知らない食品の安全～』の出版 | 145 | 1 |
| 7 | 11月 4日 | 季刊誌『食品安全』第44号の発行 | 131 | 4 |
| 8 | 4月 3日 | 食品の安全に関する用語集(第5版) | 121 | 17 |
| 9 | 10月 20日 | 食品の殺菌料について | 119 | 19 |
| 10 | 6月 12日 | 豚の食肉の基準(豚の食肉の生食用としての販売が禁止) | 118 | 27 |

(2) 閲覧者（リーチ）数ベスト10

Facebook投稿記事に対する閲覧者数ベスト10

| | 投稿年月日 | | 投稿記事 | 閲覧者(リーチ)数 |
|----|-------|-----|---|-----------|
| 1 | 10月 | 27日 | 「red meat」と加工肉に関するIARCの発表について | 27,033 |
| 2 | 9月 | 1日 | かつお節のEUへの輸出が可能に | 21,298 |
| 3 | 6月 | 18日 | トランス脂肪酸(FDA(米国食品医薬品庁)の決定) | 11,432 |
| 4 | 6月 | 22日 | 部分水素添加油脂(硬化油)とトランス脂肪酸 | 6,834 |
| 5 | 9月 | 16日 | FDAの規制とトランス脂肪酸 | 6,792 |
| 6 | 6月 | 19日 | FDA(FDA(米国食品医薬品庁)が6月16日に公表した措置(トランス脂肪酸関連) | 5,687 |
| 7 | 4月 | 3日 | 食品の安全に関する用語集(第5版) | 4,934 |
| 8 | 6月 | 12日 | 豚の食肉の基準(豚の食肉の生食用としての販売が禁止) | 4,990 |
| 9 | 10月 | 20日 | 食品の殺菌料について | 4,340 |
| 10 | 11月 | 4日 | 季刊誌『食品安全』第44号の発行 | 4,120 |

メールマガジンによる情報提供

1 メールマガジン

食品安全委員会の活動やお知らせをタイムリーにお届けする「ウィークリー版」と、月ごとのテーマに沿って食品安全に対する理解を深めてもらうと「読物版」の2種類を配信。

(1) ウィークリー版＋読物版

食品安全委員会の会合結果概要や開催案内などを、原則、毎週火曜日に配信。

(2) 読物版

実生活に役立つ情報、安全性の解説、Q&A、委員の随想などの読み物を主にしたe-マガジンを月の中旬と下旬に配信。

メールマガジン配信数及び登録会員数(27年度(平成27年11月10日現在))

(単位:配信数、人)

| | 配信数 | 登録会員数 |
|-------------|-----|--------|
| メルマガ会員数計 | 42 | 10,057 |
| ウィークリー版＋読物版 | 28 | 9,560 |
| 読物版 | 14 | 497 |

ブログによる情報提供

平成27年5月、新たな情報発信の手法としてブログによる情報発信を開始し、メールマガジン【読物版】や健康に影響を及ぼすおそれのある危害に関する情報等の情報を発信。

ブログによる情報提供(平成27年度(平成27年11月10日現在))

| | | |
|---|-----------|--------|
| 1 | 投稿記事数 | 31 |
| 2 | アクセス数(累計) | 27,057 |

地方公共団体との共催による意見交換会実施状況(4月～11月)

| 番号 | 開催日 | 共催地方公共団体 | 意見交換会のテーマ | 主な参加者 | 参加人数 |
|----|-------|----------|-----------------------------------|------------------------------|------|
| 1 | 6月8日 | 豊橋市 | 食品の安全性について | 豊橋市立家政高等専修学校1年生 | 40名 |
| | | | | 学校教員、市教委関係者等 | 10名 |
| 2 | 7月27日 | 岡山県 | 食品添加物 | 県内の学校・保育園の給食関係者 | 31名 |
| 3 | 8月7日 | 呉市 | 食のリスク教育における基礎知識 (リスクアナリシスについて) | 市内の小中高学校における栄養教諭、家庭科担当、給食主任等 | 79名 |
| 4 | 8月26日 | 松山市 | 食品添加物 | 市内の小中学校栄養教諭 | 30名 |
| 5 | 9月4日 | 尼崎市 | 食品の安全性について | 市立小学校等栄養教諭・栄養士 | 37名 |
| 6 | 11月9日 | 大津市 | 食品の安全性について | 給食主任教員、学校栄養職員、PTA役員、児童クラブ指導員 | 21名 |

リスク管理機関等との関係省庁と連携した意見交換会の実施概要(4月～11月)

(1) 農薬に関する意見交換会

消費者の農薬に対する様々な疑問や不安に答え、知識や理解を深めてもらうため、食品安全委員会と消費者庁・厚生労働省・農林水産省・環境省は共催で農薬に関する意見交換会を開催した。

| 番号 | 開催日 | 会場 | 参加人数 | 意見交換会の満足度 | 意見交換会の前後で農薬に対する考えが変わったと答えた割合 |
|----|--------|---|------|-----------|------------------------------|
| 1 | 10月19日 | アクロス福岡 大会議室 (福岡市中央区天神1-1-1) | 150名 | 集計中 | 集計中 |
| 2 | 11月9日 | さいたま市産業文化センター ホール (さいたま市中央区下落合5-4-3) | 117名 | 集計中 | 集計中 |

(2) 食品中の放射性物質に関する意見交換会

食品中の放射性物質の現状や影響等について、消費者が普段の生活の中で抱えている様々な疑問や不安に対して理解を深めてもらうため、食品安全委員会と消費者庁・厚生労働省・農林水産省は共催で意見交換会を開催した。

| 番号 | 開催日 | 会場 | 参加人数 | 意見交換会の満足度 | 意見交換会の前後で農薬に対する考えが変わったと答えた割合 |
|----|-------|-------------------------------------|------|-----------|------------------------------|
| 1 | 11月6日 | 小田原お堀端コンベンションホール (小田原市栄町1-14-48) | 50名 | 集計中 | 集計中 |

平成27年度「食品を科学するーリスクアナリシス（分析）連続講座ー」
講座テーマと内容

| | 講座テーマ/内容 | 講演者 |
|-----------|---|--------|
| 第1回 | 誰もが食べている化学物質パート2～微生物や酵素による化学反応～ | 村田容常委員 |
| H27/7/23 | 日本人は昔から発酵食品を利用してきましたが、そもそも発酵と腐敗は何がちがうのでしょうか。発酵も腐敗も微生物による化学反応ですが、この反応には酵素というものが大きな役割を果たします。我々の食生活における発酵や酵素の利用そしてそれらの安全性について学びます。 | |
| 第2回 | 食べ物のおいしさと安全・安心 ～新鮮なものは本当に安全？～ | 石井克枝委員 |
| H27/9/3 | 調理には食材をおいしくするためだけでなく、「安全に食べられようにする」という重要な意味があります。生野菜、お刺身、そしてお肉を、安心しておいしく食べるために、食材のリスクを理解し、安全性を高める調理について考えます。 | |
| 第3回 | あなどるなかれ食中毒～腸管出血性大腸菌やカンピロバクターを中心に～ | 熊谷進委員 |
| H27/10/8 | 食中毒の対策の基本は相手を知ることです。あなどると大変な被害をうけることがあるかもしれません。食中毒菌の腸管出血性大腸菌やカンピロバクターを中心に詳しく解説します。 | |
| 第4回 | 塩と健康～あなたの塩分摂取は大丈夫？～ | 佐藤洋委員長 |
| H27/11/5 | 日本人は食事から必要以上の塩分を摂っており、塩分の摂りすぎが高血圧など健康への悪影響があるとされています。最新の研究結果から塩と健康について、摂取量と健康への影響について考察します。 | |
| 第5回 | 農薬の評価について～いっぱい食べてしまった!! 農薬摂りすぎ?～ | 吉田緑委員 |
| H27/12/10 | 食べても人の健康に影響のない農薬の摂取量には、生涯ずっと食べ続けても影響がでないと考えられる量と同じ食品を一度にたくさん食べてしまっても影響がでないと考えられる量の2つがあります。この2つの量がどのように決めているのかについてお話しします。 | |
| 第6回 | 体の中にたまるものと体の外に出ていくもの | 山添康委員 |
| H28/1/21 | 脂肪はどうして体にたまるのか。また、体のどこにどのように溜まるのか。そしてどのようにして体の外に出ていくのか。口から食べたものが、体の中で分解され、どのように体を巡るのかを解説します。 | |

時間：講 義：13:30～15:00（90分）

意見交換：15:00～15:30（30分）

会場：日本学術会議講堂（東京都港区六本木7-22-34）

リスクアナリシス講座(地方開催)の実績

| 開催場所 | 開催日 | 講師 | 講義テーマ | 参加者(計) |
|------|-------|--------|----------------------------------|--------|
| 横浜 | 5月22日 | 三森国敏委員 | 農薬を考えよう ～野菜や果物をおいしく食べるために～ | 46名 |
| 熊本 | 6月5日 | 熊谷進委員 | 甘く見ていると危ない？ ～意外と知らない食中毒～ | 54名 |
| 岡山 | 6月10日 | 村田容常委員 | 食べ物の基礎知識 ～食品の安全と消費者の信頼をつなぐもの～ | 61名 |
| 神戸 | 6月11日 | 山添康委員 | 私達のからだの代謝(体内分解)機能 ～添加物を例に～ | 61名 |
| 名古屋 | 6月12日 | 石井克枝委員 | 食品のリスクマネジメント@キッチン | 30名 |
| 大宮 | 6月17日 | 村田容常委員 | 食べ物の基礎知識 ～食品の安全と消費者の信頼をつなぐもの～ | 57名 |
| 大阪 | 6月22日 | 熊谷進委員 | 甘く見ていると危ない？ ～意外と知らない食中毒～ | 63名 |
| 仙台 | 6月26日 | 佐藤洋委員長 | カフェインは危ない？ ～コーヒーを科学する～ | 56名 |

地方公共団体等が実施する意見交換会等への講師派遣

地方公共団体等が実施する意見交換会等に、依頼に応じて、食品安全委員会委員又は事務局職員を派遣し、リスク分析の考え方や食品安全委員会の役割と活動等に関する講演等を実施。

○平成27年4月～11月10日の実績 25件

(委員対応8件、事務局職員対応17件)

<依頼者の内訳>

- ・ 地方公共団体 15件
- ・ 他省庁、独立行政法人 2件
- ・ 大学、研究機関 4件
- ・ 民間企業等 4件

○食品安全委員会委員による講演等

| 月 日 | 講演会名 | 対応委員 |
|--------|-----------------------|-------|
| 5月21日 | ifia/HFE JAPAN2015 講演 | 山添委員 |
| 6月1日 | 平成27年度群馬県食肉衛生検査所業務発表会 | 熊谷委員長 |
| 7月24日 | 食品安全フォーラム in とやま | 石井委員 |
| 8月20日 | 食品衛生月間特別講演会 | 石井委員 |
| 9月11日 | 日本マイコトキシン学会 | 熊谷委員 |
| 10月14日 | 食の安全・安心講習会 | 石井委員 |
| 10月15日 | 急性参照用量 (ARfD)に関する話題 | 吉田委員 |
| 10月21日 | リスクコミュニケーター研修会 | 村田委員 |

食品安全委員会国際専門家招へいプログラムの開催

農薬の急性参照用量(ARfD)の設定に関する国際シンポジウム(10月7日(水))

イントロダクション 日本における農薬の ARfD 設定の現状

吉田 緑 (食品安全委員会)

トピック 1 : ARfD 設定の概要

講演① Dr. Roland Solecki

(ドイツ連邦リスク評価研究所 (BfR) 農薬安全部長)

講演② Dr. Vicki Dellarco

(コンサルタント (前・米国環境保護庁 (EPA) 上席科学アドバイザー))

トピック 2 : 反復投与試験からの急性影響の見付け方 (特殊毒性を含む)

講演① Dr. Roland Solecki

(ドイツ連邦リスク評価研究所 (BfR) 農薬安全部長)

講演② Dr. Vicki Dellarco

(コンサルタント (前・米国環境保護庁 (EPA) 上席科学アドバイザー))

関係者との連携強化の取組

食品健康影響評価等の食品の安全に係る重要事項について消費者への情報の効果的な提供と情報の収集に資するため、国民に対する影響力や重要性を踏まえ、マスメディア関係者、消費者団体等関係者との間で、国民の関心の高い食品健康影響評価を中心に勉強会や情報交換会等を定期的実施している。

(1) 報道関係者との意見交換会①

| | | |
|-------------|--|--|
| 日時 | 平成27年5月13日 17:00-18:00 | 平成27年7月31日 17:00-18:00 |
| 対象 | 報道機関 | 報道機関 |
| テーマ | 食品添加物について | 夏場に多い食中毒について ～カンピロバクター食中毒～ |
| 開催場所 | 食品安全委員会 中会議室 | 食品安全委員会 大会議室 |
| 講演者 | 食品安全委員会事務局 評価情報分析官 池田 三恵 | 食品安全委員会 委員 熊谷 進 |
| 進め方 | 事務局から平成27年3月4日から平成27年5月12日までに行われた主な食品健康影響評価及び食品に係るリスク認識アンケート調査結果についての説明を行った。その後、講演者から、食品添加物に関する説明を行った。 質疑応答に20分程度の時間をとり、参加者の質問に講演者及び事務局から応答、情報提供を行った。 | 事務局から平成27年5月13日から平成27年7月30日までに行われた主な食品健康影響評価及び食品の安全性に関するリスクコミュニケーションのあり方についての説明を行った。その後、講演者から、夏場に多い食中毒として、カンピロバクター食中毒を中心に説明を行った。 質疑応答に15分程度の時間をとり、参加者の質問に講演者及び事務局から応答、情報提供を行った。 |
| 参加者の質問・意見の例 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 食品添加物は個々の単品についてリスク評価しているが、人によっては、食品添加物を何種類も摂取しているため、危ないと認識している。その部分は、どのように考えているか。 ○ 添加物の複合影響については、科学的根拠があるのか。 ○ 海外で認められている添加物であっても、日本での認可は遅い。これは、どのようなプロセスでリスク評価を行っているのか。 ○ 腸内の最近に影響を与えるのではないかとこの考えもあるが、この点は如何か。 ○ 量として、日本で最も使用されている食品添加物は何か。 ○ 食品添加物の国際標準化に向けての、食安委の取組はあるのか。 ○ 食品添加物について、今後も動物実験を行うのか。それとも代替法を使用していくのか。 ○ どのくらいの種類の食品添加物が口の中に入っているか、大体の目安はあるのか。 ○ アンケートの調査結果について、回答者がなぜこのような答えを選択したか、経緯はわかるのか。 ○ 大豆イソフラボンを選択肢に入れた理由を教えていただきたい。 ○ 既存添加物の説明は難しいと思うが、既存添加物の使用基準はどのように説明しているのか。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 食品健康影響評価の神事状況について、今年度の要請数が評価終了数より多い原因は何か。 ○ カンピロバクター食中毒の原因としては、鶏が一番多いのか。 ○ 冷凍することでカンピロバクターの数を減らすことができるのか。 ○ 鶏糞は肥料として使用されているが、カンピロバクターは残っていて、鶏糞による二次汚染の可能性はないのか。 ○ 豚レバーからはカンピロバクターは出ないのか。 ○ 生食を減らすとカンピロバクターによる食中毒をさらに低減できていると思うが、国は生食を規制するよりも食鳥の処理に関する対策の方が効果が高いと思っているのか。 ○ サルモネラ属菌や腸炎ビブリオによる食中毒が減少してきた原因は何か。 |
| 参加者 | 15名 | 14名 |

(1) 報道関係者との意見交換会②

| | |
|-------------|---|
| 日時 | 平成27年10月2日 10:30-11:30 |
| 対象 | 報道関係者 |
| テーマ | 遺伝子組換え食品の健康影響評価について |
| 開催場所 | 食品安全委員会 中会議室 |
| 講演者 | 食品安全委員会事務局 次長 東條 功 |
| 進め方 | 事務局から食品安全委員会の整備体制及び平成27年7月31日から10月1日までに行われた主な食品健康及び影響遺伝子組換え食品の健康影響評価について説明を行った。 質疑応答に30分程度の時間をとり、参加者の質問に講演者及び事務局から応答、情報提供を行った。 |
| 参加者の質問・意見の例 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 5%ルールは、意図せざる混入と聞いている。例えば、販売者に、誰かが、その製品には遺伝子組換え体が混入していると教えた場合、わかった時点で表示をしなくてはならないのではないのか。 ○ 近年、ゲノム編集で育種されたものの中には、突然変異と区別がつかないものがある。そのため、水際の検査で検出できない場合もある。このように、区別できないものについても、水際で止めるべきか等、食安委の意見を教えていただきたい。 ○ 家畜が遺伝子組換え食物を食べてから、人間がその家畜を食べるまでの間、どのような調査をしたかは、どこに聞けばわかるのか。 ○ 遺伝子組換え食品についてのアンケート結果は、食品安全モニターと消費者との間ではズレがあると思う。もう少し一般消費者を対象にした調査を行ってほしい。 ○ 遺伝子組換え食品に対する不安が下がってきた要因だが、遺伝子組換え食品を食べているという意識がないヒトが多いからではないかと思っている。 ○ エサや医薬品は、食品安全委員会で評価を行うのか。行わない場合、どこで評価を行うのか。 ○ 伝え方によって、相手に不信感を与える場合があるので、その部分には留意が必要ではないか。 ○ 遺伝子組換え食品については、反対か賛成かという極端な方への話が多い。その間の立場の方へ向けての情報発信方法を考えていく必要があると思う。 ○ アレルギーの原因として調べるのは、タンパク質だけで良いと考えているのか。 ○ ポルトガルとの協力覚書の締結のメリットは何か。 |
| 参加者 | 13名 |

(2) 消費者団体との情報交換会

| | |
|-------------|---|
| 日時 | 平成27年7月10日 10:00-12:00 |
| 対象 | 消費者団体 |
| テーマ | 酒と健康 |
| 開催場所 | 食品安全委員会 委員長室 |
| 講演者 | 食品安全委員会 委員長 佐藤 洋 |
| 進め方 | 事務局から食品健康影響評価の審議状況等の食品委員会の活動状況についての情報提供を行った。 その後、講演者よりお酒を例として、アルコールの健康影響について説明を行った。 質疑応答に60分程度の時間をとり、参加者の質問に講演者及び事務局から応答、情報提供を行った。 |
| 参加者の質問・意見の例 | <ul style="list-style-type: none"> ○ アルコールの休肝日の概念からすると、薬も副作用があるので、毎日飲むよりも飲まない日を作った方が良いのか。 ○ 授乳中に飲酒した場合、アルコールは母乳に移行するのか。 ○ 妊娠に気づかずに飲酒した場合、胎児は影響を受けるのか。 ○ 不妊治療中の飲酒もいけないのか。 ○ アルコール濃度の違いでリスクは異なるのか。 ○ 酔酩を進める食べ物はあるのか。 ○ ノンアルコールでもアルコールを飲んだ気分になることがあるが、これは錯覚か。 ○ 現在の表示制度では、アルコールが1%未満であれば、ノンアルコールと言えるため、大丈夫だと思って車の運転をする方がいるが、これは危険だと思う。また、地方では車は必須であり、ノンアルコール飲料を飲んで運転をする確率が上がる。さらに、ノンアルコールの機能性表示食品や特定保健用食品も出てきているので、プラスのイメージでつつい手がでてしまう。 ○ 食品に係るリスク認識アンケート調査の結果を見ると、一般消費者と専門家では、認識がかなり異なる。この差を埋めていくのが、リスクコミュニケーションだと思う。 ○ 全ての物質は毒であり、量の問題であるという認識が大切であるとわかった。 |
| 参加者 | 主婦連合会、全国消費者団体連絡会、全国地域婦人団体連絡協議会、消費科学センター、日本生活協同組合連合会 |

平成27年度食品安全委員会緊急時対応訓練の骨子

食品安全に係る緊急時対応を、関係府省と協力しつつ迅速かつ確実に行えるよう、消費者庁が策定した「平成27年度消費者庁緊急時対応訓練計画（平成27年4月21日）」も踏まえ、以下の訓練を実施する。

| | | | | | |
|------|--|---|--|--|---|
| 重点課題 | 関係府省と連携した迅速かつ確実な初動対応を実施するための組織能力の強化 | | | | |
| 形式 | 実務研修 (研修・講習会等) | | | 確認訓練 (シナリオ非提示の実動訓練) | |
| 目的 | 緊急時における対応手順を理解し、迅速な対応につなげる。 | 夜間・休日でも緊急時対応が可能な体制を整備する。 | 緊急時における国民への情報提供を、メディアの協力を得ながら分かりやすく正確に、かつ迅速に行うための知識や技能を養う。 | | 緊急時における組織全体の対応手順を確認し、組織全体の対応能力の向上を図るとともに、実務研修等によって習得した技術・知識のレベルを確認する。 |
| 訓練名称 | 緊急時対応手順研修 | 情報発信研修 | メディア対応研修 | | 確認訓練 |
| | | | 基礎講義 | 実践研修 | |
| 対象者 | 新任者を中心とした事務局職員 | 新任者を中心とした係長級の事務局職員 | 委員及び事務局職員 | 事務局職員 | 委員及び関係事務局職員 |
| 実施内容 | ・「緊急時対応手順のポイント」の内容に係る講義を行う（「新規着任者研修」の一講座に位置づける）。 | ・緊急時における委員会ホームページ、Facebook等による情報掲載に係る研修を行う。 | ・メディア関係者等から、緊急時における資料作成のポイントに係る講義を受ける。 | ・メディア関係者向けの資料（ハザードの概要等）を各自で作成し、模擬記者会見を行う。 ・メディア関係者、消費者団体等から講評・助言を受ける。 | ・消費者庁が策定した「平成27年度消費者庁緊急時対応訓練計画」を踏まえ、実践的なシナリオ（非提示）で、関係府省庁合同の実動訓練を行う。 |
| 実施時期 | 4月（異動の状況を踏まえ、適宜実施） | 6月 | 9月 | 10月 | 11月 |
| 所要時間 | 0.5時間 | 1時間/回 | 1.5時間 | 2時間+1.5時間 | 1日（業務時間内） |

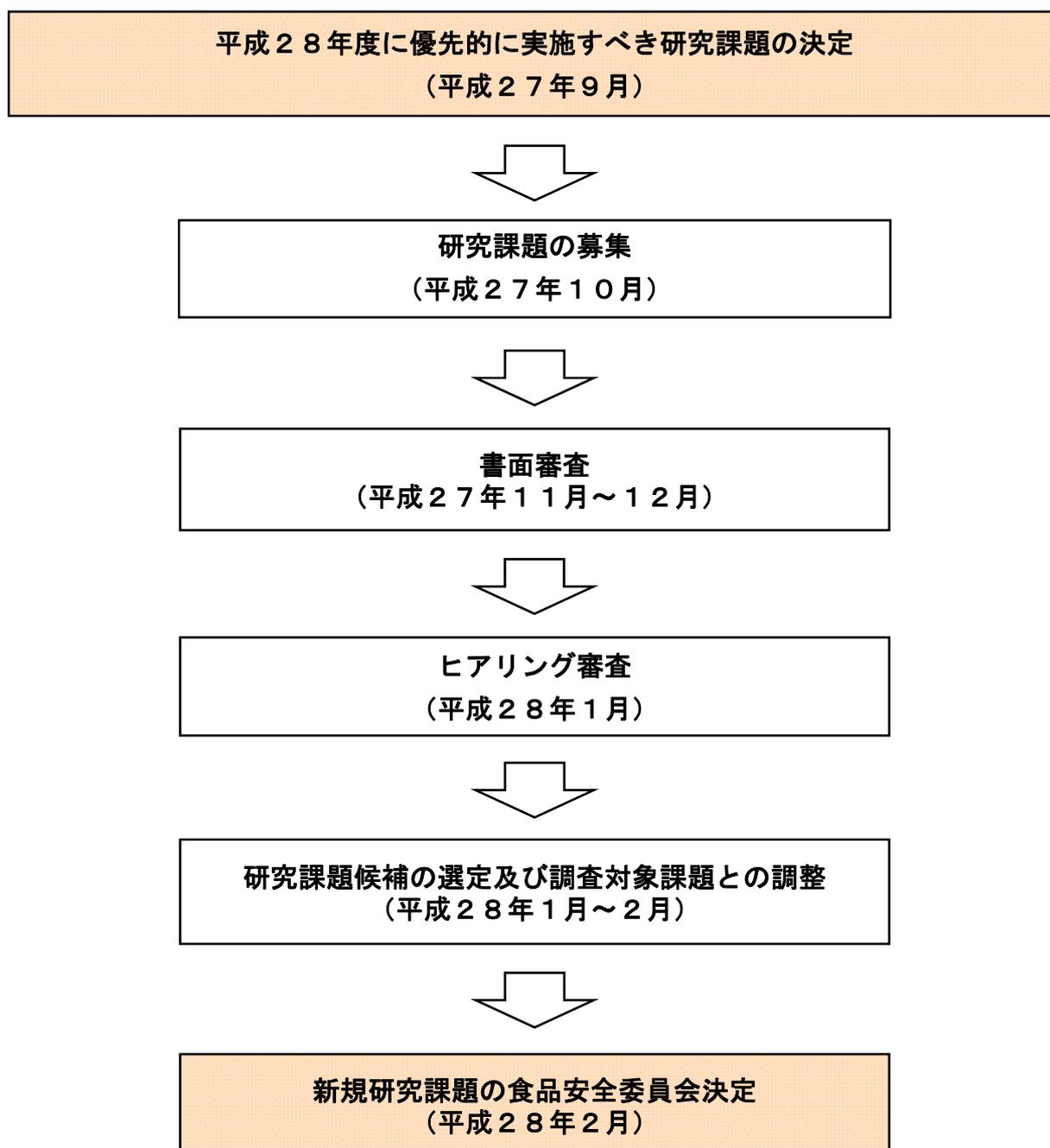
平成27年度における企画等専門調査会調査審議スケジュール

| 月 | 調査審議事項 |
|---------|---|
| 平成27年5月 | ○ 今後の食品安全分野におけるリスクコミュニケーションのあり方に関する報告書について |
| 6月 | ○ 平成26年度食品安全委員会運営状況報告書について ○ 平成27年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件選定の進め方について ○ 平成27年度食品安全委員会緊急時対応訓練骨子について |
| 11月 | ○ 平成27年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について ○ 平成27年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について |
| 平成28年1月 | ○ 平成28年度食品安全委員会運営計画について ○ 平成27年度食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補の選定について ○ 平成27年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果、平成28年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画等について |

平成27年度における「自ら評価」案件の選定スケジュール

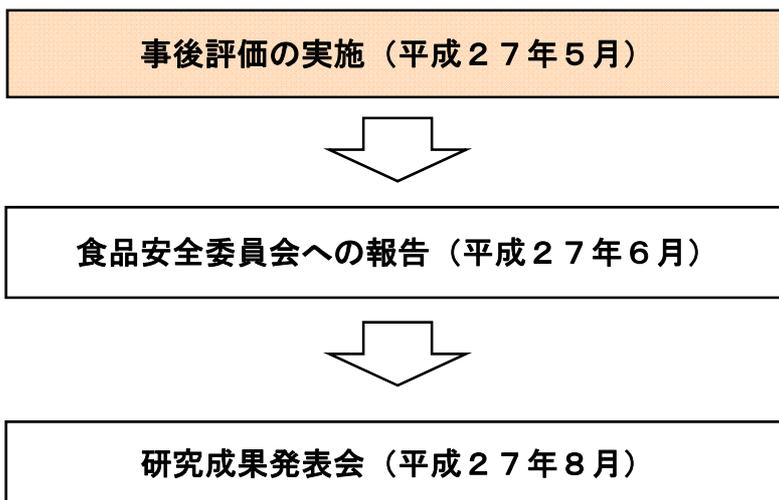
| 月 | 事 項 |
|---------|--|
| 平成27年6月 | ○ 企画等専門調査会における審議 ・「自ら評価」案件選定の進め方について |
| 7月 | ○ ホームページ等による一般からの意見募集の実施 ○ 専門調査会、食品安全モニター等からの意見、ホームページ等により募集した一般からの意見、要望書等の整理 |
| 8月 | ○ 事務局による「自ら評価」の案件候補の整理 |
| 11月 | ○ 企画等専門調査会における審議（第1回絞込み） ・前年度までの「自ら評価」のフォローアップ ・「自ら評価」の案件候補について議論 |
| 平成28年1月 | ○ 企画等専門調査会における審議（第2回絞込み） ・「自ら評価」の案件候補の決定 |
| 2月 | ○ 食品安全委員会における審議 ・「自ら評価」の案件候補について議論 ・その他の案件の取扱い（情報提供など）を決定 ○ 意見・情報の募集 |
| 3月 | ○ 食品安全委員会における審議 ・意見・情報の募集の結果を踏まえ、「自ら評価」案件を決定 |

平成28年度新規研究課題決定までのスケジュール

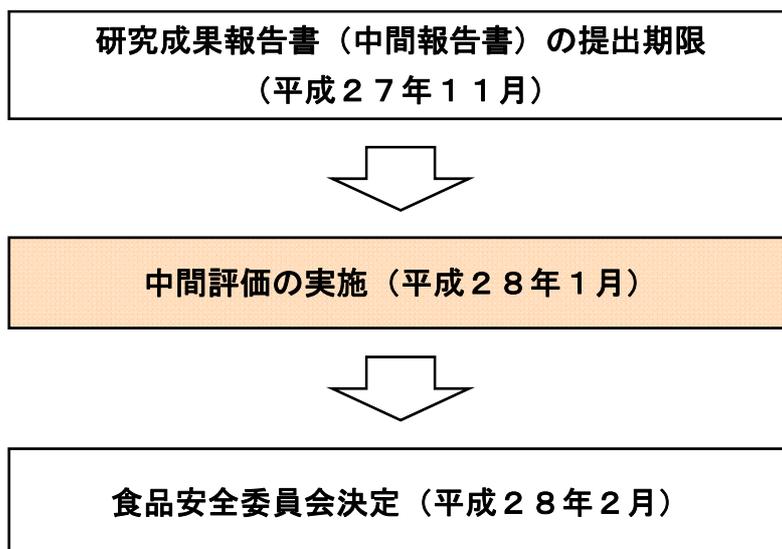


平成27年度の研究事業評価実施スケジュール

〔平成26年度に終了した課題の事後評価〕

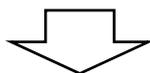


〔平成27年度に実施する課題の中間評価〕

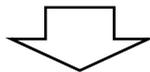


平成28年度に実施する調査課題の選定

平成28年度に優先的に実施すべき調査課題の決定
(平成27年9月)



実施課題案の選定及び研究課題との調整
(平成28年1月～2月)



食品安全委員会決定
(平成28年2月)